

平成26年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成26年12月9日(火曜日)

議事日程第4号

平成26年12月9日(火曜日)

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第159号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第159号

+

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	倉又稔君
18番	松尾徹郎君	19番	五十嵐健一郎君
20番	古畑浩一君		

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君
総務部	長	金子	裕彦	君	市民部	長	吉岡	正史	君	
産業部	長	加藤	政栄	君	総務課	長	田原	秀夫	君	
企画財政課	長	斉藤	隆一	君	能生事務所	長	原	郁夫	君	
青海事務所	長	大瀬	信明	君	市民課	長	岩崎	良之	君	
環境生活課	長	渡辺	勇	君	福祉事務所	長	加藤	美也子	君	
健康増進課	長	山本	将世	君	交流観光課	長	藤田	年明	君	
商工農林水産課	長	斉藤	孝	君	建設課	長	串橋	秀樹	君	
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者		横田	靖彦	君	
ガス水道局長		小林	忠	君	会計課長兼務		大滝	正史	君	
教育長		竹田	正光	君	消防長		伊奈	晃	君	
教育委員会こども教育課長		渡辺	寿敏	君	教育次長 教育委員会こども課長兼務 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務		竹之内	豊	君	
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務		佐々木	繁雄	君	監査委員事務局長		池田	正吾	君	
農業委員会事務局長		猪又	康久	君						

+

+

〈事務局出席職員〉

局	長	小林	武夫	君	主	査	室	橋	淳次	君
主	査	石崎	健一	君						

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、斉木 勇議員、20番、古畑浩一議員を指名いたします。

日程第2、一般質問

○議長（樋口英一君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。

清生クラブの倉又でございます。

一般質問、補助金についてと、いじめ防止対策の第三者委員会設置についての2点を質問いたします。

1、補助金について。

9月定例会では、補助金について市の基本的な内容をお聞きしました。

補助金とは、地方公共団体が特定の事務、事業の実施者に対し、その事務、事業を奨励し、助長を促すために交付する給付金のことをいいますが、具体的な判断基準は、福祉の向上及び公益性の確保のほかに、市の政策上必要な事務、事業にも交付する給付金であると考えます。

補助金の見直しは、個々の補助金について必要であるか否かを一つひとつ検証する必要があると思いますが、長年のしがらみなどにより具体的に見直しがされてこなかったように感じられます。そこで次の点をお伺いします。

(1) 個々の補助金について具体的な見直しはどのように行われてきたか。

(2) 補助金に関する第三者による審議会等の設置の考えは。

(3) 補助金の可否はどこで決しているのか。

2、いじめ防止対策の第三者委員会設置について。

当市におけるいじめの実態について、9月定例会で笠原議員による「第三者委員会設置について」の一般質問に対し、「いじめの重大事態の調査のため、現在2回の会議を開催し、事実確認の調査を行っているところであります。」との答弁がありました。第三者委員会を設置して調査したことは適切な措置と考えますが、すでに設置されている第三者委員会の設置概要等についてお伺いします。

(1) 第三者委員会の委員の選任基準。

(2) これまで行われた第三者委員会の開催状況。

(3) 第三者委員会と教育委員会とのかかわり。

(4) 第三者委員会で行われる調査報告について。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

倉又議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、行政改革大綱実施計画において、補助金、負担金等の適正化と整理、再編を推進項目の1つとして位置づけ、見直し方針に基づき補助金全般にわたる見直しを進めるとともに、全市的な制度の統一を図ってまいりました。

個々の補助金につきましては、総合計画、実施計画や予算編成作業を通じて必要性や妥当性などについて見直しを行うとともに、予算執行時においても補助額の妥当性などについて確認、見直しを行っております。

2点目につきましては、現在、設置している行政改革推進委員会の中で、補助金についても議論していただくことにいたしております。現段階では、第三者委員会による審議会等の設置は考えておりません。

3点目につきましては、補助金交付申請の内容を精査するとともに、必要によりヒアリングを行い、対象事業の必要性や公益性などについて審査を行い、その可否を決定いたしております。

2番目のいじめ防止対策の第三者委員会設置についてのご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

おはようございます。

倉又議員のご質問にお答えいたします。

2番目につきましては、笠原議員のご質問にもお答えしましたが、1点目につきましては、いじめ防止基本方針案に基づき、主に人権、法律、教育及び青少年の健全育成に見識を有する第三者から選任することとなっております。

2点目につきましては、委員会は2回、調査は5回行っております。

3点目につきましては、教育委員会は公平、中立を期すため調査そのものには関与せず、第三者委員会が主体的に調査を行っております。

4点目につきましては、いじめ防止基本方針案に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査結果を提供いたします。議会にはプライバシーに配慮の上、第三者委員会からの提言を報告いたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

まず、確認させていただきたいんですけども、通告書に補助金交付の具体的判断は、福祉の向上、公益性の確保、市の政策上必要なものと記載しましたが、この内容でいいのかどうか、確認をさせていただきます。また、このほかにあるとしたら、どんなものがあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

特に地方自治法に基づきますと、今ほど言われました3点のことの中でも、特に、公益上必要のある場合という点が、大きく交付する段階での重要な項目になってくるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

それでは公益性の確保、必要上ということは、具体的にどんな内容を指すのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

公益上の必要性というのは、定義は非常に難しいところではありますが、大きくは4点、私のほうから申し上げたいと思っています。

支出の目的、趣旨が適正かどうか、2点目、目的の重要性、緊急性があるか、3点目、公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるかどうか、4点目、個人または団体の性格、活動状況が適正か。幾つかまだありますけれども、主にこの4点によって公益上の必要性を判断する基準としておるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

それでは次に、市の政策上必要なものとは、具体的にどんなものがありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

市の政策上必要な部分というのは、特に定義はございませんが、やはり政策上のことでありますので、その案件、個別の案件によって、政策的な必要性があるかどうかという判断をしていくことになるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

地方自治法第1条の2では、地方公共団体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを基本として云々と書いてあります。また、第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されております。ここに定められている福祉の増進とは何ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

ここに定められている福祉ということでもありますけれども、行政全般における施策について言えることだというふうに受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

やっぱり福祉とは、多くの住民の幸せということですから、やっぱり増進は推し進めることと私は思います。公益性の確保とか政策上必要な事務事業も、福祉の向上に含まれるということになります、こういう観点から考えると。

そうすると補助金とは、理由づけさえすれば、どのような事務事業にも交付できるということにはなりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

やはり公益性を有しているということが、補助金の絶対条件であるというふうに思っておりますし、公益性の有無を客観的かつ公平な評価というところが、補助金の判断の1つの視点になるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

先ほど言った公益性の確保だとか、政策上も含めて多くの住民の幸せを推し進めるということになれば、例えば全企業、全事業を対象にしてもいいということにはならないかということですよ。

例えば、長年、補助金を受けながら、事業の助長を促すどころか、年々衰退して赤字補填をするための補助金を交付されているのもありますよ。そうすると行政が好んで使う公平性だとか平等性という観点から言わせてもらえば、糸魚川市の赤字企業や事業主の全ての赤字補填のために、赤字事業所に交付してもおかしくないんじゃないですか。その辺、ちょっと聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（齊藤隆一君）

今、例えばの話でのことかというふうに受けとめますけれども、仮に赤字補填という点において市の公費が補助という形で支出されているケースがあるとすれば、それは市が必要とする政策的な観点からの補助、助成というふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

先ほど言うたように政策的なものを含めて、市民の幸福を助長するというのであれば、政策的であろうが何であろうが、それに結びついてくるんじゃないですかって聞いとるんですよ。そういうことで言うと、補助金交付の最大の判断基準というのは、やはり最少の経費で最大の効果を上げるということではないでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（齊藤隆一君）

そのとおりであるというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

最少の経費で最大の効果を上げるという視点で見ますと、既に役目を終えた補助、それから不要な補助、どうしても必要な補助、こういう補助金の1つ1つを、やっぱり検証して見直していくべきじゃないですかって言うことなんです。それが今まで、なかなか進められていなかったように私は感じますということなんですけども、もう一遍、答弁願います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（齊藤隆一君）

9月の定例会でも、この件につきましてはお答えをさせていただいておりますけれども、やはり長期化する補助金というの、全体の中ではあるというふうに捉えております。よって、やはり社会経済情勢の動きもあるわけでありまして、長年続いているこういった事業については、やはり時代の流れに沿った形での事業内容の見直し、支援の見直しというのは、必要になってくるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

現在、交付されている個々の補助金について、全てを私は調べたわけではありませんが、少し調べただけでも疑問である補助金が幾つか出てきております。補助金の交付を受けている団体等で、実績報告書が提出されていないという団体等がありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

ルールからいきますと実績報告というのは、これは必要な書類でありますので、そういう件はないと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

提出されていないかどうかというのは、きょうはそこを聞くわけではないのですから、その提出されているかないかというのはここで終わりますが、例えば私がいろいろ実績報告書を見させてもらった中で、観光協会の実績報告書に糸魚川・能生・青海支部の報告書がそれぞれあります。

それを比較してみますと、青海支部への補助金は各種事業ごとに複数ありますので、まず、支部運営費を例にしますと、人件費が全て補助金で賄われているということになります。これでは市の委託事業と何ら変わらないように思いますが、この辺も後でお聞かせ願いたいと思います。

それから能生支部の実績報告書には、事業内容が事細かに報告されており、どこに補助金が使われたということが、やっぱり推測できるような形で記載されております。

青海支部の実績報告書の収支決算書には、予算、決算、増減のほか補助金の充当欄を別に設けてありました。さらに収入元帳、支出元帳の写しも添付されており、日記帳としての役割も果たしていました。

このように三者三様でありましたが、報告書の添付書類は、実績報告書の内容を裏づける資料であればよいと私は考えておりますので、それはそれぞれの団体等で考えればいいわけですが、ある程度の歩調は、合わせることはできないものなんですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

藤田交流観光課長。〔交流観光課長 藤田年明君登壇〕

○交流観光課長（藤田年明君）

お答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。そういう中で、やはり3地域の観光協会が実質に統一されたのが昨年ということで、そういう中で補助金、負担金、委託料という形で、観光協会に行く予算というのはいろんな形で、今、支出されておりますけれども、そういう中で、今までの支出のあり方というのが、非常によくなかったんでないかなというふうに思って、まず、ことしの当初予算では、そういう意味では見直しをしておりますし、さらに今考えている中では、やはりいわゆる観光協会を維持するための資金というのは負担金という形に整理したいと思っておりますし、それから、本来、市がやるべきものを観光協会にやっていただく部分については委託料、それから、観光協会が独自に行う事業については補助金というような形で整理を進めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

今、整理を進めているということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1つ例を出させていただきます。

連合新潟上越地域協議会糸魚川支部、それから糸魚川地区労働組合総連合への補助金の実績報告書をしっかり点検してもらったことがありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

今、言われました2件の補助金につきましては、監査委員の定例監査の中でもご意見もいただいております、中身を精査をさせてもらっておるところでございます。

本年度におきましても充当事業を一部修正を加えておりますし、また、上越、妙高とのバランスを考える中でも、まだ見直しをせんきゃならん部分があるということで、今、検討を進めております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

今、課長が答えたとおり、まず、連合糸魚川支部では、実施事業である健康ウォーキング、清掃活動ボランティア、役員交流会、海岸清掃、河川清掃など行っておりますけれども、この参加者に対して全て日当が支払われているんです。また、親睦事業として能生の駅伝大会の参加者、選手10名、役員5名、計15名に交通費が支給されて、役員に日当が出てるんです。本来、無料のボランティア活動に日当が支払われたり、駅伝大会参加者の交通費や日当が補助金対象であるという

のは、おかしいじゃないかということをちゃんとチェックしてるかというのを聞いたかったんですよ。それで今、課長が大体、監査のほうでも指摘されたと言っておりますけども、その辺、再確認させていただきたいです、もう1回。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

先ほど答弁いたしましたように、定例監査の中でも監査委員のほうからご指摘をいただいております。あわせて、関係団体と中身についての精査もさせていただきまして、本年度から一部、対象事業費としない部分も整理をさせていただいて、当初の交付申請を変更交付申請という格好で、一部、変更させていただくという手続を、今とっておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

さらに言わせてもらいますと、連糸魚川支部から糸魚川地区労働者福祉協議会へ10万円補助しているというふうに決算書では出ているんですよ。しかし、添付されていた地区労働者福祉協議会の総会資料には、予算には計上されていましたが、決算に当たる執行金額欄には0円になっているんです。じゃあ実績報告書で、地区労働者福祉協議会へ再補助という形で支出された10万円は、どこへ消えたんですか。添付書類等では、私ではそれ以上、確認はできませんかったです。その辺をちょっと、この内容をちゃんと承知しているかどうかということをお聞きしたいですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

労働関係団体の補助金につきましては、合併時に1市2町がそれぞれ交付していたものを、合算したという取り扱いで経過をしております。そのようなことから、今、一部、議員のほうからご指摘をいただいております糸魚川地区福祉の関係の補助金につきましては、今回の見直しの中で対象事業費としないということで、今、補助金の変更交付申請の中で、処理をしておるといった状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

いや、私の聞いたのは、この地区糸魚川支部から福祉協議会のほうへ10万円補助したという形になっているんですよ、実績報告書では。でも、添付されている福祉協議会の歳入の分には、補助金としてゼロとしか上がってないんですよ。じゃあその10万円は、どこへ行ったのかというのを、ちゃんとチェックしたかということをお聞きしたいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

労働者福祉協議会のほうへ10万円支出しております、そのうち福祉協議会のほうにおきましては通信費、新春の歓迎会なりライフプランセミナー等で30万円の事業を支出しているというふうを確認をとっております、そのうちの10万円を市のほうから補助金として出しております、連合の糸魚川から、再度、また補助と出ているという状況でございます。

この件につきましては、先ほどもお話ししましたように今年度の対象としないべく、今、補助金の交付申請で確認をしておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

それはまあそれでいいです、今の答弁でいいです。

じゃあ次いきますけど、梅海新道の維持管理補助金、これの実績報告書も見させてもらいました。補助金の72万円の支出内容を見ますと、事務通信費が0円です。事業費の中の人件費、保険料も0円となっていました。危険を伴う作業を行うにもかかわらず、少ない補助金の中で保険料も支払えず、全てボランティアで行われているからですよ。糸魚川ジオパークの維持管理にもつながる活動が、駅伝競走にさえ交通費や日当を出している連合新潟糸魚川支部への補助金90万円より少ないということは、どういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

補助金の事業の内容については、それぞれの事業の状況に応じて精査の上、出しております。

梅海新道については長年、開拓以来、苦勞されて維持管理されてきたという状況も十分承知いたしております。その上で、登山道の整備等について補助金を対象事業精査の上、執行してきたのがこれまでの状況でございます。

今後については、今までの状況も踏まえながら補助金全体の見直しの中で、今後、それらも含めて検討してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

合併後、精査してきたと言いますがね、青海の時代、百数十万円出てたんですよ。合併して見直し、見直し、見直されて、この団体が、足りない、足りない、足りないと言いながら、72万円

まで削られてきたんですよ。だからそういうものと、今の連合や何かと考えると、比較して、どういう補助金の出し方をしてるんだと聞いとるんですよ。精査して、精査して削られてきたんだ、そんなばかな話ないでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

それぞれ事業の性質上、先ほどの勤労者福祉の補助金、それから今の登山道整備等に対する補助金、それぞれ市の政策推進のための補助ということで執行いたしておりますけれども、それぞれの内容的なものが性格的にも異なりますので、今、おっしゃられている部分については、なかなか金額のみの比較では単純には評価できないというふうに思っております。

ただ、対象としている事業の中身について公益性等の話もございましたし、それらの公益性の観点から、再度、内容的なものを見直す必要があるというふうには感じます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

補助金のほとんどを日当に使っているのと、どういう精査の仕方をしとるんだと聞いとるんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

それぞれ担当課におきまして、事業の内容については精査いたしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、対象としている事業の性格が違いますので、単純にこれに人件費が入ってはいかぬだとか、これには人件費が入っているのは妥当だとかいうものを単純に比較して金額の有無を論ずることは、単純にはいかないというふうに思っております。その中では、それぞれの対象としている事業についての公益性だとか、事業の目的だとか、市の施策との推進状況だとか、それらを勘案して補助事業を精査し、補助金額を決めていくということでありまして、今、具体的に挙げておられるものについては、十分精査をしていく、見直しをしていく必要があるというふうに感じております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

先ほど斉藤課長も言われたとおり妙高市の勤労者福祉事業補助金交付要綱を見ますと、補助対象事業の20%以内って書いてあるんです。糸魚川市の補助金交付要綱を見ますと、補助対象事業の

80%と限定して80%、これは8割の補助金で、ほとんど日当、交通費に使われているんですよ。片一方は、ことし加藤部長も樺海新道を歩いてこられたといいますけども、大変な道路なんですよ。特に親不知から犬ヶ岳までの間の草の多いところは、毎年、大変な思いして道路整備してる。それを無料のボランティアでやってるんですよ、日当ももらえんで、そういうこととやっぱり比較していきなさいよということ言ってるんですよ。

私は、これはと思う個々の補助金の実績書を30近く見させてもらいました。まだまだ納得しない報告書が幾つかありますけども、それを1つ1つ質問していくつもりはありません。合併この10年、補助金の見直しは、どこにどのように本当に行われてきたと、いま一度お聞きしたいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（齊藤隆一君）

合併後の見直しの件のご質問であります。

今現在も平成27年度の当初予算の編成作業が真ただ中でありますけれども、特に予算編成の段階においても補助金の具体的な見直しを行っておるところでありますけども、これまでの取り組みというご質問でありますので、観点としましては、4点について考え方を統一して見直しを行ってきているということであります。

これも9月の定例会でもお話したとダブりますけれども、1点目は、やはり団体運営助成から事業助成へ移行するという観点が1つ。

それから、やはり長い間、補助金が続いているという傾向のものが多くあることから終期の設定、今、言って、すぐ今年度でやめるということは、なかなかできないことありますので、やはり継続事業であっても終期を設定していくという観点、これが2点目。

3点目につきましては、今ほどもお話がありましたけれども、80%補助とか100%補助という現実もあるわけありますので、本来的には業務委託ではないのというような考え方もできるんじゃないかと思っておりますので、やはり委託も含めたことですけども事業主体の見直し、これが3点目であります。

最後は、現在の補助金交付要綱の中身、条文が数多くあって、統一性がとれていないという部分もありますので、この要綱の整備、これが4点目ということで、継続的にこれは取り組みをしていかなければならないということで、今現在も予算のヒアリングの中において、これらの観点から見直しを主体的に行うということで取り組んでいるものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

今ほどのをよろしくお願いします。

それで個々の補助金については、じゃあどこで検討して、誰が可否の決定をしているのか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

先ほど来のご質問にありますように、例えば勤労者福祉の関係につきましては商工農林水産課で行いますし、登山道については、今、具体的な例でお話されましたので、青海事務所を主体に見直しを行っているということで、原則、それぞれの事業を所管する課において、まずは内容の精査、検証を行った上で、当課としても当然、かかわっていかなければならないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

じゃあ基本的には部課長の決裁、必要に応じては先ほど一番最初の答弁で市長が言われたように、必要に応じてヒアリングをして決するという事なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

そのとおりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

補助金の中でも長いしがらみの間で何を残し、何をなくするかという選択は非常に難しいと思うんですよ。そこで、なかなか見直しが前へ進まない。だからこそ見直すというと、今までは全体一律に何%削除して、これで見直しましたよという方法がとられてきたけども、やはり何を残して何を削るかということは、やっぱりやっていかなかちゃ。それがなかなか難しいんで、行政が中に入らない第三者で構成する審議会等が必要ではないかと。先ほど市長の答弁では、行政改革推進委員会でやってると言いますが、やっぱりまるきりの独立した審査委員会みたいなもので、決めていってもらったほうがいいんじゃないかなと思うんで、私、ここに出したんですけど、どうですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

第三者による審議会等の専門委員会の設置のご質問だと思います。

国においても、いろいろそういった視点での取り組みがこれまで行われてきた例もありますけれども、必ずしも第三者が、その各事業について精通しているという部分においては、なかなか難しい点があるだろうなというふうにも思っています。だからといって、行政改革推進委員が精通して

るかということになりますと、なかなか難しい点もありますけども、たまたま今、事務事業評価という部分につきましても、毎年の行政改革の推進委員会の中で報告をし、ご意見もいただいておりますけれども、まずは一番事業の内容を熟知している我々行政サイドのほうが、事業の必要性、公益性を十分検証する中で、内容を見直していくのが、やはり一番大事なことだろうというふうに思っていますし、また、そこへ第三者の視点として、行革推進委員会等の中でそういう視点を入れていくことで、客観的な判断もいただけるのかなというふうにも思っておるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

何しろ前向きに、しっかりとした検証の中で進めてもらえれば、わざわざつくる必要はないかもしれないけれども、そういう形を検証した形で前へ進めてもらいたいということで、これは絶対これやっていかなくちならんということで、お願いしたいと思います。

それから次に、いじめの第三者委員会のほうにいけますけれども、笠原議員が9月定例会で一般質問した9月5日の時点で、重大事態の調査のための会議を2回開催したと答弁してます。その時点での2回とはいつといつ、何日と何日ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

渡辺こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 渡辺寿敏君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（渡辺寿敏君）

お答えをいたします。

第1回目は8月8日、金曜日であります。第2回目は9月3日、水曜日であります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

重大事態のいじめの問題です。9月定例会の会期中には全議員に、こういうことがあったという報告。先ほどはプライバシー云々と言うけども、あなたは個人情報保護法って間違っって解釈してないですか。行政の持つてる情報を公開するには、出すには、個人を保護するためにあるんです。こういう事実があったって名前出さんで、2回こういうふうに関わりました、そういう報告がなぜできないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

渡辺こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 渡辺寿敏君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（渡辺寿敏君）

お答えいたします。

第1回目、8月8日につきましては、このような問題が起こったということで委員の皆様を選出

して集まっていただきました。そして事態の概要と、それから集めた資料の提出、今後の委員会の持ち方について委員の皆様から意思統一を図っていただきました。

第2回目につきましては、それぞれ提出した資料の内容について、委員の皆様から理解をしていただき、その上で調査をどのように進めるかという話し合いをしていただきました。

1回目と2回目は、そのように進めました。その後、今度、その方針にのっとり、委員の皆様が具体的に調査活動に入ったのが、10月、11月ということになります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

今、報告したようなことを、なぜ9月の議会の開催中に、全議員に報告できなかったのかと聞いてとるんですよ。私らはまだ、いまだかつて聞いてないんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

8月8日の午後に、総務文教常任委員会がございまして、そこでは報告してございます。

それから9月の定例の委員会の中でも、そういう会を開いたというのは報告してございますが、全議員の皆さんに報告してなかったというのは、そのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

全議員に報告してなかったのはそのとおりじゃなくて、所管の委員会に報告したら、全議員にも重大事態なんだから何で報告しないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

こういう重大事態が起こったことにつきまして、ご報告をしなかったのは大変申しわけございませんでした。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

やっぱりこういう教育委員会の体質が、問題解決につながってこないんですよ。

きのうの笠原議員の一般質問に対して、初期の不適切な対応のまずさが信頼関係を損ねたと、ち

やんと答弁してるじゃないですか、そのとおりですよ。

9月定例会で、やっぱり笠原議員の一般質問に対して、第三者委員会の設置について正式の場に乗っていないだけで、事前の話し合いの中で話を深めていると、やっぱり答弁されているんです。第三者委員会設置という重要案件について、なぜ教育委員会の議題として提案しなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

先ほど個人情報保護の話が出てまいりましたが、非常に個人に絡んで話し合いをしなければいけません。いじめというのは、やはりケース・バイ・ケース、1つ1つ案件が違って、それぞれに対応の仕方が違ってくるかと思います。それらをもとにしながら、どういうふうじゃあこれを位置づけていくかということ話し合いするために非公式の会議として、ずっと協議を続けてきたと、そういう形です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

ちょっとわけのわからないような答弁ですけども、同じく9月議会の答弁の中で、第三者委員会の中で、まだ条例化されておりませんので、今、教育委員会のほうの委任ということで集まっていますと答弁されてます。じゃあ委任という法律的な定義を、教育委員会ではどのように考えてるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

条例に基づかない、附属機関の委員ではございませんで、任意の附属団体、附属機関といいますか、その方々に教育委員会から任意にお願いするという意味で、委任という形でとらさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

私は委任という定義を聞いているんですよ。法律的な委任の内容については民法第643条に規定されております。それで委任とは、当事者の一方が他方に法律行為をなすことを委託し、他方がこれを承諾することで成立する契約のことをいいますと書いてあるんですよ。法律行為以外の事務委託を準委任と定めています。これも民法で定めています。準委任の法律的内容は、委任の規定の多くが準用されています。準委任の受任者は、善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務を負う

ことになってます。

じゃあこの委任ということは、本人になりかわって事務を執行することなんですよ。委任という意味を、じゃあどういうふうに使ってるんかって聞いているんですよ、定義を。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

今、議員おっしゃるとおり民法上の定義をお聞きしましたが、私、委任というふうにお答えしましたが、正式な条例上に基づく委任ではございませんので、その調査なりの行為をしていただくというお願いといたしますか、そういうような形で委員さんをお願いしたというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

じゃあ同じような言葉に委嘱と委託という言葉があります。これの定義を教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

委託につきましては、市の業務を市民なり団体等をお願いをするというのが委託。委嘱は、何々委員さんに、会議の委員さんとかにお願いするというのが委嘱というふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

やっぱり委託というのは、今、言うたとおりでですけどね、ただ、少なくとも市なら市、市という機関に対して特別な権力関係に服さない、そういう私人との間の具体的な事務や事業の依頼ですよ。服している人はだめなんですよ、委託にはならないんですよ。その辺、明確にしといてくださいよね。

私のお聞きしたいのは、きのうの笠原議員の質問に対して伊奈次長は、教育長に対する事務委任等に関する規則、これを出しましたけども、これちょっと勘違いしてるんじゃないですか。あの規則の第1条の各号は、全て教育長の権限に属さないものを列挙してるんですよ。だからあそこに書かれているものは、全て教育委員会で審議しなくちゃならない事項なんですよ。独断でできるものじゃないんです。その辺、ちょっと聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

教育長に対する事務の委任等に関する規則の第1条には、第1号から第19号がございまして、ここに掲げたものを除くものを教育長に委任するというふうになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

きのう言ったことは、例えばこの委任に関する規則の第16号とか第19号、これは教育長に委任されてる事項だというような説明の仕方じゃなかったですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

きのう申し上げた第16号、教育委員会に属する附属機関の委員の委嘱または任命をすることは、教育長には委任されておりません。私が申したのは、この附属機関というのは地方自治法の第137条に規定する条例で定める附属機関をいうことになっておりますので、この条例で定める附属機関の委員の委嘱等は、教育長はできないということでお答えいたしました。

今回の第三者委員会につきましては、まだ条例で定めてない委員会ということでございましたので、教育長のこの委任の事務ということで処理したということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

条例で定めてない委員会だからということ、これは後先逆なんだよ。第三者委員会については、教育委員会の議決を経ないで既に調査をしとったわけでしょう。今定例会で初めて設置条例案が提出されているということは、事前設置なんですよ、これは。議会を完全に無視して、全然条例にのせないで、既に第三者委員会という委員会を立ち上げてるんですよ。この辺は、この規則違反じゃないかと言っとるんですよ。ここに書いてあるじゃないですか、第19号に。また第16号に、教育委員会に属する附属機関の委員の委嘱または任命することは、教育委員会で審議しなさいよって書いてあるんですよ。第19号では、委任に属する事務で、教育委員会の議を必要が認められてる事項を、教育委員会でちゃんと議題に上げて審議しなさいよって書いてあるんですよ。事前にやっつけてつくったから、これは法令に基づいてない委員会だから、これは適用になりません。そんなばかな話あるかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

この条例で定める委員会につきましては、いわゆる諮問なり答申といえますか、最終的には、いじめの防止の方策とか、いじめの認定とか、そういう形で最終的に報告等をされるものでござい

+

す。

今回、早急に設置したのはその調査、要するに事実関係、これがやはり時間がかかるということもありましたので、いわゆる諮問、答申の部分でなくて、その調査をするだけということ各委員さんをお願いして、今、それをやっていただいとるということで、正式に議決後は、最終的な諮問、答申的なことを3月までにさせていただくということで、事前調査のための委員さんをお願いしたということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

何言っとるか、さっぱりわからんですね。この規則の第2条には、前条第5号、第10号、それから第12号、第14号、第15号、第16号に掲げる緊急を要し、教育委員会の議を経る暇のないときは専決することは、一応、教育長に認められとるんですよ、専決処理することはできると書いてあるんです。ただ、この場合において教育長は、教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。じゃあしっかり報告してしっかりこれを、教育委員会の承認を得たのかという、これが全然曖昧なんです。任意のやつだから、これも必要ないんですか。じゃあ何でもできるんだ、これ。この規則なんて何も要らないじゃないですか。あんた考え方おかしいんじゃないかな。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

先ほども申しておるんですが、正式ないわゆる条例に基づく委員会ではなくて、事前調査のための委員会だということでございますので、教育長にその設置を、権限でしたということで、定例教育委員会にはそういうものを設置して、何々会議を開きましたという報告はしておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

何回も同じことを言わせるがね、大体、第三者委員会は教育委員会の議決を経て条例で定めて、初めて委員会をつくるんだ。任意の委員会でこんな調査させるんなら、だってこういうものが要らないでしょうって聞いているんだ。条例も要らないし、規則も要らないでしょうって言っているんだ。どこが違うんだ。あなた方の任意の委員会のこれと、今、調査しとる委員会とどこが違うんですか。

報酬に関しても、あなた方はきのうの答弁では謝礼金といいます。じゃあ謝礼金と報酬とどこ違うんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

まず、正式な条例上の第三者委員会でないというのは先ほど来、申してございますが、委員さん各自の事実認定といいますか、事実を知るための調査をしていただく。正式に設置された後は事実認定やら、今後の防止策等を3月までに出していただくという2段階といいますか、そのような状況で、今進めておるところでございます。正式な条例上の委員さんですと報酬になりますし、任意でございますので謝金といいますか、それは9月議会で議決されまして、今、支給しとるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

それはどこで決めたんですか。正式なものが報酬で、臨時的なものは謝金というのは。休憩とって聞くよ。

○議長（樋口英一君）

暫時休憩します。

〈午前11時02分 休憩〉

〈午前11時03分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開しますが、11時15分まで休憩いたします。

〈午前11時03分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原総務課長。〔総務課長 田原秀夫君登壇〕

○総務課長（田原秀夫君）

お答えいたします。

市が市民の方に委員として委嘱する区別を説明をいたします。

まず、教育委員会、あるいは市長の附属機関として委員を委嘱する場合には、条例を設置をいたしまして、非常勤特別職という身分で委嘱をすることとなります。その場合には、今まで説明しておりましたが、報酬で支払いをさせていただいております。これは予算科目でいいますと1節、報

酬ということでございます。

また、それ以外の方を委嘱する場合につきましては、条例の設置ではございませんので、個人に委嘱状をお渡しをして委員として事務についていただくと。その場合につきましては、予算科目では8節となりますが、謝礼で支払いをしているというものであります。附属機関とする条例を設置しない場合につきましては、緊急でありますとか短期的にお願いをすると、事前の調査、あるいは事前の説明ということでお願いするような場合には、このような取り扱いをしているものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

行政で報酬を支払ってまでも行う任意の委員会というのが、ありますかということをもまず聞きたいということと、今まで8回も委員会を開催してるというのに短期的と言えますか、これは、その辺を聞かせてください。短期的な臨時だと言っとるんだ、これあんた、8回もやっどるんだから。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原総務課長。〔総務課長 田原秀夫君登壇〕

○総務課長（田原秀夫君）

お答えいたします。

任意のという質問でございますが、条例で設置をしない非常勤特別職以外の方はほかにも例がございます。こちらについては決裁、あるいは要綱等を定めて、委員として委嘱状をお願いをしているというものがほかにも例がございまして、そういう場合については、謝礼でお支払いをしているものでございます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

回数。

○17番（倉又 稔君）

もう1つのほう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

会議が2回、それから調査に5回ですが、やはり今、総務課長が説明しましたように、いわゆる条例上の委員会の委員さんが報酬と、それからそうじゃない委員さんには謝礼ということで、これは例えば1年以内とか、そういう場合もあるわけでございますので、回数とかでなくて、その身分といたしますか、その期間によって違ってくるということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

短期的と言ってるじゃないか、1年もかかるのは短期的かね、そんなばかな話ないでしょう。

いいですか。じゃあ任意的な委員会であれば、委任で謝礼金でいいというわけですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

基本的には、いわゆる条例設置の何々委員会の場合は非常勤特別職として1節の報酬を支払う。

それ以外は、基本的には8節の謝礼でお支払いしとるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

私は9月の定例会の答弁書を見て、委任なら謝礼でいいのかねって聞いてるんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

委任、委嘱のちょっと言葉の使い方が正式でなかったかもしれませんが、委嘱という形で今の委員会の委員さんにはお願いしてるというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

今までの答弁を聞きますと、教育委員会は合議制といいながら合議としての体制を整えてないですよ。このたった3条しかない規則もよく理解しないで行ってるということは、教育委員会そのものも無視してるし、我々議会の条例制定に対して、我々議会も無視して行っているということにほかならないですよ。そうじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

今回の事前の第三者委員会は先ほど来、お答えしておりますが、いわゆる条例に基づかない附属機関ということもあって、また、早急に調査といいますか、委員さんの認識を深めるという意味の調査をさせていただくということで、教育長の判断でさせてもらったということでございます。それ以外の当然、事務委任でない部分は、合議制の教育委員会で議論して議決してやっておるという

+

こととございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

だから教育長が、たった3条しかない規則を理解してないんじゃないかということで聞いとるんだよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊奈教育次長。〔教育次長 伊奈 晃君登壇〕

○教育次長（伊奈 晃君）

事務の委任の規則を十分把握した中で、処理をしたというところとございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

時間がないのでこれで締めにしますけども、言いわけの積み重ねが答弁にも鈍りが生じてくるんですよ。非は非と認めて一言申しわけなかった、これが謝罪がないから前向きに進まないんですよ、いつまでたっても。今定例会で条例設置が提出されていますけども、条例設置によって正式に設置される第三者委員会とともに、いじめの実態把握と早期解決に全力を注いでもらいたいですよ。非は非でちゃんと認めなくてははいけませんよ。だからこういうふうにこじれてくるんでないか。笠原議員のときに、あの9月に一言、我々は申しわけなかったと言えれば、こんなにこじれないんだよ。

以上です。終わります。

○議長（樋口英一君）

以上で、倉又議員の質問が終わりました。

+

それでは、次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

事前の通告書に基づきまして質問をいたします。

1、介護保険事業計画について。

介護保険事業計画は、3年ごとに見直されることが法律で決まっております。現在は第5期事業計画の最終年であり、来年4月から始まる第6期介護事業計画・高齢者福祉計画の策定段階にあると思います。

今回の計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、単身高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予想される中で、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るようにするために、市が中心となって介護だけではなく、医療・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括支援システム構築の実現が求められております。しかも地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて保険者が策定するものとしております。

今年の介護保険制度改正では、要介護軽度者を予防給付から除外する「新たな総合事業」が盛り込まれました。介護負担の効率化・公平化を基本に改正が決定され、高齢者にとって厳しい現実が想定されております。

そこで以下の項目について伺います。

- (1) 第6期介護事業計画策定に向けて、高齢者の状態像を基に地域の課題・ニーズ・必要サービスの把握・分析をどう反映しますか。
- (2) 地域包括支援システム構築の事業計画策定ではその認識・地域の特性・課題等の共有は担当課と関係する庁内連携をどう進められたのかお伺いします。
- (3) 「新たな総合事業」の実現には保険者としてどのような事務が増加し、事務体制の変更も必要となるのかお伺いします。
- (4) 地域ケア会議の重要性が提案されております。多職種の連携で実施とのことですが、現状と見通しについて伺います。
- (5) 地域課題（買い物・移動・活性化）等の現状把握と生活支援対策、関係者との連携について。
- (6) 認知症サポーターの養成と体系化、見守りネットワークの現状、認知症カフェの具体的方針について。

2、アルコール対策基本法について。

年末年始に向かって飲酒の機会が多くなる時期になってきました。多量飲酒や未成年の飲酒といった「不適切な飲酒」が引き起こす健康問題、社会問題解決に向けて国や自治体、医療関係者、国民等の責務を明記した「アルコール健康障害対策基本法」が昨年12月に成立、今年6月に施行されました。

飲酒の弊害を防ぎ、患者支援の充実や家族を支援し、相談体制を充実させ社会復帰を推進することをうたっています。

そこで以下の項目について伺います。

(1) 飲酒に関する健康障害・飲酒運転・家庭内暴力・自殺など現状把握はされておりますでしょうか。

(2) 健康障害で顕著なものはアルコール依存症だと思いますが、その実態把握と家族等からの相談や支援対策等の現状について。

(3) 不適切な飲酒を防止する啓発活動はどのように進めていらっしゃいますか。

以上で1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

古川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、今後、認知症高齢者や高齢者のみ世帯等が急速に加速することが予測されることから、できる限り住みなれた地域で自立した生活を送れるよう取り組んでまいります。

2点目につきましては、例えば認知症の方の見守りについては、関係課と地域の方で地域ケア会議を実施し、課題の対応に当たっております。今後も、福祉・介護・医療・健康にかかる庁内連携を強化してまいります。

3点目につきましては、地域の支え合いによる効果的かつ効率的な支援ができるよう、体制の見直しが必要と考えております。

4点目につきましては、市の政策形成につながる地域ケア推進会議となるよう、多職種がかかわる地域ケア個別会議の質の向上に向けて支援を強化してまいります。

5点目につきましては、高齢者生活調査に基づき、移動販売や庭先集荷など取り組めるところから実施しております。

6点目につきましては、認知症サポーターを計画的に養成しております。

また、見守りネットワーク事業は、現在、29事業所が取り組んでおります。市内全域の見守り団体も含め、情報交換を行っております。

認知症カフェにつきましては、今年度中に4カ所のカフェを開設する予定であります。

2番目の1点目、健康障害については、特定健診の中で把握するとともに、家庭内暴力や自殺については、個別の相談で把握いたしております。

2点目につきましては、関係機関からの情報連絡や、アルコール依存症相談会と家族の集いなど

により実態を把握し、個別のケースに応じた支援を行っております。

3点目につきましては、アルコール治療専門医による講座や出前講座、健康づくり教室などで、アルコールの害や適正飲酒量の啓発を行っております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

地域課題について、2回目の質問に入ります。

地域課題ということになりますと、大変項目が多いとは思いますが、まず、高齢者と介護認定者の推移、このことを伺いたいと思います。これは第5期を計画をするときも、この推移は出されておりましたが、今回は10年後の推計もしっかりと予測するために、これはその内容を示されておられますので、おのの事業計画のポイントをお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

計画に向けましていろいろと高齢者の推移、それとあと介護認定者の推移につきまして推計をしておりますが、高齢者の推移につきましては、平成29年、平成30年をピークに減少するというふうな推計しております。また、介護の認定者につきましては、平成32年度をピークに減少していくものと推計しております。

また、ポイントにつきましては、次期の計画につきましては地域包括ケアシステムの構築と、平成37年を見据えた例えば高齢者の人口、介護認定者の人口を見据えたサービス水準の継続、このものをポイントとして考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

それぞれポイントのお話をいただきました。平成37年ということですが、これは高齢者がどんどんふえていくことには変わりがないわけでありまして、いずれは頂点からまた下がってくるというようなことも予想されているようでもあります。

この中で地域のケア会議というものもポイントで挙げられておられますが、それはまた後でお聞きをしたいと思っております。

次に、介護施設整備計画、これについて伺いたいと思っております。

居宅の介護施設、あるいは施設介護の現状、これはおおむね要介護認定者、あるいは要支援者の

数値から見て、賄いきれているかどうかをお考えをお聞かせいただきたいと思います。もし不足しているサービスとしては、どんな施設整備が必要とお考えですか。あわせてお聞きをしたいと思いません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

計画に向けましてことしの2月に、一般高齢者と介護認定を受けてる方からアンケート調査を行いました。その中身を見ますと一般高齢者の場合ですと、全体の5割強の方が可能な限り自宅での介護を望んでおられます。また、介護認定者の中では、全体の5割弱の方が在宅での介護を希望されているところでございます。しかしながら、施設の入所の申し込みといたしますのは、今現在、全体で約600人ほどいらっしゃいます。その方を施設入所するために施設整備をするとすると、今後、介護保険料の増加が非常に顕著になるというふうに思います。

アンケート調査の中身からいたしまして、在宅重視というところを課題と挙げておりまして、在宅のサービスの中で、特に認知症のグループホーム、また、小規模多機能型の居宅介護の施設については、若干、不足しているのではないかとというふうに捉えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

上越地域、あるいは新潟県の施設の出されているところのデータを見ますと、糸魚川市は、ほとんどのところで100%以上、よそと比べても施設の整備は進んでいるというふうには理解をするんですが、特に、今言われましたように居宅の小規模多機能ですね、これが極端に少ないんですね、50%を割っているような状況ですのでこのところを、私は在宅で介護をするということであれば、小規模多機能というのは非常に機能的にもすぐれているというふうに思いますので、ここを次期、あるいはこの10年の間に、計画的にやっぱり整備をしていく必要があるのではないかと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、小規模多機能型居宅介護の施設につきましては、整備が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今回のアンケートの中でも一般の方が5割強、介護者については5割弱ということで、在宅での介護を望んでおられるということでもありますので、このところはやっぱりそれぞれの希望に対して十分に保険者としてくみ取っていくということは、私は大事なんではないかというふうに思います。

そこで一般高齢者のアンケート、これは身体機能健康調査が中心でありましたけれども、全体的な傾向ですね、それを年代別、あるいは男女別では、どんなふうな結果があらわれてきたのか。まとめたのがあればお聞かせをいただきたいと思いますが、3年前の第4期の比較ではどうか、その分析を続けておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今回のアンケート調査で身体機能の調査をさせていただきましたが、前回の計画のときには、このアンケート調査は行っておりません。今回が初めてでございます。

分析の結果でございますが、75歳以上の方につきましては、年齢の平均よりも機能が低下しているということが見てとれます。また、男性よりも女性のほうが、機能低下が著しいというふうに捉えております。これはあくまでも国の基準に基づいての結果でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

特に著しく低下をした身体機能の衰えが見られて、施策の強化を急がなければならないもの、あるいは引き続き重点課題として挙げられるものの機能項目、どんなところが今のポイントと考えますか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

アンケート調査で身体機能の調査とあわせて、生きがいについて尋ねさせていただきました。そのあたりでクロスさせていただきましたが、75歳以上の機能低下と生きがいのあり、なしにより、運動機能に差があるということもございます。まず、生きがいを持った生活をしていただいている方については、身体機能も低下が少ないというふうに見てとれております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そうしますと、今、問題に回答していただきましたが、75歳からというのが1つの線かなというふうに思います。昨日来、運動の重要性というの、ずっと話をされてきております。私は運動と食事の関係は、やっぱり重要視しなければいけないのではないかとというふうに考えます。

特に女性の場合、骨粗しょう症という問題もありますけれども、認定割合を見ますと75歳から伸びが顕著に高くなってあらわれていることがあります。女性の健康体操、あるいは運動の参加率は非常に高いというふうにお聞きをしておりますけれども、食事への取り組み、運動への取り組み、これは別々に皆さん施策を打っておられるのか、あるいは、これはもう担当部署が違うからしょうがないんだということになっているのか。これをセットでやっぱり施策を打っていくことが必要なのではないかと思います。この間の成果ですね、どのようにあらわれているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

65歳以上の方の介護予防事業につきましては、福祉事務所のほうで担当させていただいておりますが、運動ばかりでなく食事もあわせた中での教室を進めております。そういう中では、健康増進課の栄養士を含めた中で教室を進めさせていただいております。

また、ご質問の中で成果というお話でございますが、これにつきましては、なかなか成果が見えてこないというところもあります。

また、教室の参加者につきまして、例えば1,000人、2,000人単位の参加者でありますれば、結果も数字で出てくる可能性もありますが、地道な運動教室、栄養教室の継続によりまして、介護度が上がる度合いを縮めるといいますか、後に延ばすということを取り組みの中で進めているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

それから、おうち元気という取り組みもありましたけれども、口腔対策ですね、お口の中のことでありますが、これをどういうふうに進めておられるのか。アンケート調査では、どんな実態が浮かんできたのか、ここをどのようにつかんでおられるか。

先日でありましたけれども「クローズアップ現代」、NHKの番組であります。岩手県奥州市

の取り組みがなされておりました。これは徹底してお口の中を、高齢者、これはもう5年間やっているとありますが、往診治療も含めてやっておられる。歯と口、それから嚥下治療もして、寝た状態になっての方が歯を治療したことによって食べられて、元気になって寝たきり状態を脱したというようなことも報告されております。食べられる喜びは、元気が出て生きがいにつながっているのではないかというふうにも思いますけれども、糸魚川市の場合、この点について次期計画にどのように盛り込まれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護予防教室の中で、お口の健康についても講義、または実践をさせていただいてるところでございます。また、実際に教室に参加していただいた方につきましては、いろいろな運動をする中で、つばが飲み込みやすくなったとか、そういうふうな効果、評価をいただいているところがございます。

また、次期の計画につきましては、その内容をどういうふうにして盛り込むかということにつきましては、今、検討してる最中でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

ポータブルの治療器も用意をされているんでありますが、これの利用ですよ、あるいはそういうところへ出かけていって実績が上がっているのかどうか。こういうところもあわせて、次期の計画の中では盛り込んでいただきたいというふうに思います。

それから3つ目でございますが、次期介護保険料の決定、これが事業計画の中で大きな課題であると思っております。保険料の額はお聞きをしませんけれども、今回は、特に2025年までがテーマであり、6期から9期までの高齢者の伸び、あるいは2号被保険者の減少、少子高齢化の影響など傾向を予測の上、盛り込むように求めております。そこに至るまでの医療、介護、予防、生活支援、住まいの課題をどのように捉えて施策に盛り込んだのか、経過とお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

次期の計画につきまして、地域包括ケアシステムの構築というものが、一番大きな課題になっているというふうに考えております。また、5期につきましてもその構築につきましては、明記させていただいているところがございます。

今期、例えば介護と医療の連携でありますとか、地域包括支援センターを中心にした地域ケア会議の開催、それに伴いまして施策に結びつける取り組み、少しずつ始めているところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

介護保険料の上昇は、とどまることがありません。全国的には5,000円のラインを厚労省も注目をしていたのでありますが、前回、第5期では5,000円を下回ったようであります。しかし、6期ではラインオーバーは確実であります。高齢化率の高い地方自治体では、もうとっくに超えているという実態であります。

当市でも5期事業計画の中で、高齢者の負担も限界にきていますということで、はっきり明記しております。限界を超えたら何という文字であらわすのかわかりませんが、低所得者の負担額に公費を投入するというのが、今回、決まったのでありますので、限界を超える段階では、やっぱり国の負担率ですよ、これを上げるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護保険料につきましては、平成27年度から低所得者に対しまして、現行の率よりも低く設定されております。その低くなりました金額につきましては、公費負担ということになっております。それ以外、介護保険制度は保険でございますので、国の負担率を上げていただくということにつきましては、要望はしていく必要はあるかと思いますが、この段階でうちのほうで公費を投入するという考えはございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今の段階では、そういうことだと思います。しかし、国の負担率を上げてもらう、こうでなければ、地方はもう成り立たない、介護保険は成り立たないという状況は、もうはっきり見えておりますので、今まで以上のやっぱり要望は、お願いしたいというふうに思います。

それから事業計画策定調査で、要介護認定者と一般高齢者を生活実態調査も実施した上で、認定者の増加、要望、傾向を分析した結果、事業者を促してもなお施設整備に結びつかないとすれば、今までのことも考え合わせますけれども、保険者として施設業者さんとの実態調査、あるいは分析に不足があるんじゃないかというふうに思いますが、その点についていかがお考えでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡市民部長。〔市民部長 吉岡正史君登壇〕

○市民部長（吉岡正史君）

私どもは今、5期を進めておりますけれども、ご指摘のとおり計画、全ての施設ができたわけではございません。これにつきましては、やはり在宅系の施設ですと小規模でありますことから、非常に経営的に厳しい状況であるということは間違いございません。そういう中で、私どもは業者と十分な聞き取り、あるいは経営についての方針、そういうものをまだ十分把握している状況ではありませんので、今後、第6期以降に向けて十分な調査をしていかなければならないと思っております。

ただ、私どもとしましては、先ほどの介護保険料の問題もございます。それからニーズ調査もございます。そういった中で、在宅系をどうやったら市として実現できるのか、これについても十分調査をしていかなきゃならないと思っております。特にお医者さんの高齢化、それから数の減少、それから立地しているのが町の中心部、こういった非常に地域の課題がありますことから、特に中心部から遠い中山間地域の在宅を、どうやったらうまく進めるか。こういった問題もございますので、あわせて関係機関、あるいは私ども庁内で十分検討する必要があると思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

生活圏域についての施設整備ということも大事になってくると思います。

そこでずっと問題になっておりますけれども、これは日本全国、全国的な問題であります。介護者人材不足の課題に対して具体的な方針は、今回、盛り込むことになるのか。それとも状況だけの掲載になるのか、あるいは事業者との話し合い、こういうことに対しては行われているか、お聞かせをいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡市民部長。〔市民部長 吉岡正史君登壇〕

○市民部長（吉岡正史君）

介護者の不足については、もう全国的な問題となっております。したがって、私ども市としても新たな施策を新年度に向けて、今、考案中でございます。できるだけ私ども介護従事者になっていただくのを何とか支援する措置を、新年度に向けて検討している最中でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

ぜひとも有効な支援策、これについてはお願いをしたいと思います。

次に移ります。

地域包括ケアシステムの構築でありますけれども、介護保険事業計画、高齢者福祉計画は担当課

である福祉事務所、単独で練り上げておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、地域包括ケアシステムを構築する上では、生活支援が一番大事なところであるというふうに考えております。そういう部分では、福祉事務所だけではできない部分がたくさんございます。関係課とも調整しながら、計画に盛り込んでいく予定にしております。

以上でございます。

○議長（樋口英一君）

ここで昼食時限のため13時まで休憩いたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後 1時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今回の事業計画でありますけれども、去年、行われた高齢者の生活調査、あるいは今回のアンケート、こういうのを集計、分析をもとにまとめられるんだと思いますけれども、各課の担当者からの見解、あるいは意見などは求めてこられたのか、その経過をお聞きしたいと思います。

例えば、市民課はもちろんのことではありますが、みまもり隊を所管をしているところ、それから消防署なんかも意見としてはやっぱり聞いておく必要があるんじゃないか。そういうことをまとめて計画に肉づけをすべきではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり高齢者の方を見守る体制につきましては、福祉事務所1つではできないというふうに思っております。また昨年、実施いたしました高齢者生活調査結果につきましては、関係課と、その結果について検討しているところでございます。今後もその中で、どういう体制をと

っていけばいいのかも含めまして、計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。
以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

ぜひ各課ときちっと連携をとって、充実したものにしていってほしいというふうに思います。

アンケート結果を生活圈域別、これは分かれていると思いますが、細かく分析をされたのでしょうか。在宅介護の実態だけではなくて生活圈域別のデータ分析することによって、地域ごとに見える課題もまた私はあるんだろうと思います。要望などの記入欄はあったのか、なかったのか、そういうところに何が書いてあったのか、わかればお聞かせをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

高齢者生活調査の関係では、圏域別に集計をとらせていただいております。特に、中山間地域におきましては、交通でありますとか除雪の関係、または買い物についてが課題になっているかと思っております。また、全体的にはひとり暮らしの高齢者、また、高齢者のみ世帯になりますので、そのあたりの生活の不安感というものもアンケートの中には出ているというところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そういたしますと圏域別、あるいは中山間地、特に、そういうところの要望等々、課題は整理をされていくんだろうというふうに思います。そこはお願いしたいと思います。

それから担当地域が決まっていて、地域状況に詳しい地域包括支援センターとは、どのような連携をとられてきたのか、経過をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

高齢者の相談窓口といたしまして地域包括支援センターがございますが、圏域別にセンターがあります。その中で保険者が中心になりましてセンターの運営方針を決めさせていただいております。まず、高齢者の方にとりまして地域包括支援センターがどんなものであるのか、身近な相談窓口であるということのPR、周知に、まず努めさせていただいているところでございます。

また、個人ケースにつきまして、どんな支援をする必要があるのかというようなケア会議につきましても、地域包括支援センターのほうでやっていただいているところがございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

4割の方、これは一般高齢者の方かもしれませんが、4割の方が地域包括支援センターがわからないという結果も出ていると思いますが、そこはきちっとやっていただきたい。

それからもう1つ、社会福祉協議会とはどのような連携が図られてきたのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

行政のほうでは地域福祉計画を策定させていただいております、それに伴いまして行動計画をつくっていただくのが社会福祉協議会になっております。社会福祉協議会につきましては、地域福祉についてを一手に引き受けて、いろんな活動をしていただいているところがございます。

また、地域包括ケアシステムの構築のために社会福祉協議会のほうで、どんな担当をするべきかということも平成26年度の当初から話し合いをさせていただいているところがございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

次に移ります。

新たな総合事業はどのような事務が増加して、体制変更も考えておられるのかどうかということではありますが、一律予防給付の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行する。新たな総合事業をつくってということではありますが、要支援1・2の人々には大変ショックが大きいというふうにお聞きをしております。これから移行作業に取りかかるとは思いますけれども、具体的にお聞きをいたします。

介護保険法の改定により、来年の4月1日以降は、介護予防訪問介護、それから通所介護、これは条文から除外されて消滅すると思っておりますけれども、4月1日以降、介護保険法の中ではどう扱われるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。平成29年4月まで現状のままでいかれるのか、そのことをお聞きしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今回の介護保険の制度改正の中で、総合事業につきましては平成29年度末までに移行するというふうになっております。しかしながら経過措置として、そのこのところまで延期するということが承認されておりますので、それにつきましてはこの3月議会におきまして、平成29年4月まで延期したいというふうに提案させていただく予定にしております。それまでは、今の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は現状のままでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

平成29年4月まで延期を認めるという条例で、2年間の猶予期間が設けられるわけですが、条例を制定してからその後2年間で、受け皿の整備を図ってから新総合事業に移行するように厚労省は強調してのわけでありますけれども、来年の4月1日からの流れをそのように理解をいたしますが、よろしいですよ。今、お聞きをしたように現状のままでいいとすれば、このままでいくんだと、こういう理解でいいと思っておりますけれども。

この中で地域の支援事業の中でありまして、介護予防日常生活支援事業総合事業のこの中に、第1号の訪問事業、あるいは第1号の通所事業というふうになって、生活支援事業、それから介護予防事業と一緒に新設をされるということが決まっておりますが、予防介護サービスの継続、これは第1号、訪問、通所の中でどう保障されるのか。緩和した基準の事業者においては何か変わるのか、事業者の皆さんですが、何かかわるのか、このところをお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

日常生活支援総合事業の中で介護予防事業の位置づけでございますが、現在、訪問型、また通所型のサービスにつきましては、介護保険の給付というところで報酬単価が定まっております。また、総合事業のほうに移行いたしますと、各保険者によって、その地域の実態によって、その単価なり費用を決めることができます。また、費用がかからない中で、地域での支え合いというような形での運用もできるというところでございます。

また、どのような事業が必要なのか、また、今の要支援1、2の方がどんなサービスを利用されているのかということにつきましては、地域包括支援センターのケアマネさんのほうに、今、実態調査をしているところでございます。

また、受け皿の関係でございますが、どんな団体の方にやっていただくほうがいいのか、また、今の事業所さんが、どんなふうにして受けられるのかということにつきましても、今後、事業所と

協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

事業者さんにおいては同じことをやっても、それは恐らく今度は単価が下がっていくんだろうと思いますけれども、ここにおいてはきちっとやっぱり事業所の皆さんと協議をお願いしたいと思っております。

総合事業への移行に関して地域包括支援センター、各関係事業者と打ち合わせですよね、これは今言われましたように、きちっとやっていくということでありますので理解をいたしますが、要支援1・2、個々人の訪問、あるいは通所サービスですね、介護予防サービス相当というところにランクされるのか、あるいは総合事業化の判定ですよね、これをどういうふうにするのか、判定と判断、これはどなたが担当するのか。保険者さんが行うのか、あるいは地域包括支援センターさん、ケアマネさんが行うのか、今の段階ではどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護サービスの利用の手続きでございますが、利用者さんがサービスを使いたいと言った場合に、市町村のほうの窓口で相談に来る場合と、地域包括支援センターのほうに相談に行く場合がございます。その場合によりまして違いますが、基本的には、地域包括支援センターの職員により基本チェックリストによりまして、判断をしていただくということになると思っております。

また、利用者さん、または家族の方のご相談の中で、どんなサービスを必要としているのか、生活の中でどんなことが困っているのかということをお聞きした中で、判断をさせていただくということになります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今、お答えいただいた、初めての人であればということになるわけですが、要支援1・2の方々ですが、今回、総合事業ということで変わるとすれば、変更される事業の説明から了解まで、その要支援1・2の方々ですが、一連の作業は本人の承諾まで、どなたが担当するんかということなんですわ。今ある方は五百何十人いらっしゃると思うんですが、その方々1人ずつ、どういうふうな形で納得をしてもらうのか、そこのところをお聞きしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

現在、要支援の方につきましてはケアマネジャーがついておりますので、その方を中心にご本人さんの意向を確認させていただき予定にしております。

また、要支援1・2の方でありましても通所サービス、または訪問サービス以外のサービスを使っている方につきましては、そのまま継続になりますので、それ以外の方について意向を確認させていただきます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

その際に、本人希望のサービスを選択することは保障されるというふうに捉えてよろしいですか。つまり総合事業でくられた場合にケアプランの変更、あるいはホームヘルパーを外すということは強制的にはしないんだということは、これは理解してよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

強制的に外すということはない予定でございます。また、その利用者さんが、どんな意向があるのかということをお聞きする中で、進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

この点は非常に大事だと思います。介護保険制度の成り立ちにかかわることでもありますので、本人が選べないとすれば、介護保険制度では私はないと思うんですね。つまり要介護認定者が総合事業の中で選択する権利は、もうこれは保障されているということで理解してよろしいですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えします。

介護保険法の第1条に、目的というものがございます。その方の尊厳を保持しつつ、有する能力

に応じ自立した日常生活を営むことができるようというふうとうたっております。その方のご希望、またはご希望ではないですけれども、こちらのほうのサービスのほうが、より自立に向けた支援ができるのではないかとということも中にはあるかと思えます。それは十分お話をお聞きして進めてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

この要支援1・2の方の判断、あるいは大変微妙だというふうに聞いておりますけれども、認定更新のときに要介護1であったような方、それが調子がよくて要支援2に下がったような場合ですね、逆戻りをする経過もまた往々にしてあるというふうに伺っております。この場合は、総合事業サービスを受けながら介護予防給付のサービスを受けるという、この二重のサービスを受けることは可能なのでありましようか、お聞きをします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今の段階では、可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

地域の総合支援事業、新総合事業を展開したときに、基本的には地域の支援事業は予防給付でありますので、要は財源の枠が決まっていますよね。枠内でサービス提供された場合に、これで予算が終了するというような状況になった場合は、どういうふうに解決をされるんですか。今の段階で大変難しいと思いますが、考えをお聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

なかなか今の段階でお答えするのは難しいかと思えますが、新しい地域支援事業の中で、上限を設定するというふうに制度改正の中ではうたっております。特に、75歳以上の高齢者の伸び率等を勘案して、上限設定されると思われましても、正式にはまだ示されておりませんので、上限の中で、できる範囲でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そうした場合に強制的に、このサービスは終わりというふうな場合が出てくるのかどうか、大変、際どいところに行くだろうと思っております。これはまだきちっと決まってないということでもありますので、後ほどまたそういう点についてはお聞きをしたいと思っております。

新総合事業での要支援認定者の介護予防給付、自己負担、従来どおり1割負担が私は相当と思っておりますけれども、ボランティアさんやNPOが実施をする生活支援事業、これは全額自己負担になるのでしょうか、負担の事業者との区別はいつごろ決められるのでしょうか、お聞かせをください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

総合事業に移行するに当たりまして、地域でやっていただけるボランティアさんの費用につきまして、どれぐらいの費用がかかるかということはこれからでございます。また、利用者さんからどれだけ費用負担をしていただくかということも、介護保険制度の中では給付は1割負担となっておりますので、それを基本にこれから検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

それから先ほどちょっと触れられましたけれども、相談窓口で基本チェックリストを用いて総合事業に入ってもらえるのか、それとも介護の認定審査を受けてもらうのか、これの判断でありますけれども、これは今、出されているのは受付者ですね、これは資格が必要ないというふうに言われているわけですね。身体機能が衰えて支援を求めてきた高齢者、一番大事な入り口の判断を資格がない方がやってもいいというような、そういう乱暴なというふうな制度ですね、どのように考えていらっしゃるでしょうか、お聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護サービスの利用手続につきましては、先ほども申し上げましたとおり窓口で相談に来られた

ときに保険者、または地域包括支援センターの方が窓口になると思っております。基本的には、チェックリストは地域包括支援センターの方をお願いしたいと思っておりますので、その方は保健師であるとか社会福祉士、そういうふうに専門職でございますので、十分判断は可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

その点を一番心配されているのが認知症の方々であります。基本チェックリストで判断をされるということになると、介護認定も受けさせてもらえないのではないかと、こういう心配があるわけですね。認知症の方々には初期の方々ですと、人前でも大変しっかりしてる、受け答えもはっきり、判断しづらい面があるんだというふうにもお聞きをしております。認知症初期の段階で、しっかりと専門家にケアをしてもらうということが、一番症状をおくらせて、生活を保障するということにつながるんだろうと思いますが、この点からするとオレンジプランができた経過、その点とのすり合わせですよね、これをどういうふうに考えて、認知症の方々にどう応えていくか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

認知症の方に対するケアといたしましてはオレンジプランができておりますが、その背景につきましては、まず、高齢化が進むということと、介護認定を受けている人の中で認知症と判断される方もどんどんふえてきている。そのためには地域の中で見守り体制を強化していく必要があるというところで、プラン作成がされたものというふうに考えております。

また、当市におきましては、認知症の方が例えば介護の申請をされる場合、ご本人さんが申請するというのではなくって、家族の方がこんなことが困っているとか、生活の中でどういうふうにしたらいいかということで相談に来られることがほとんどでございます。そういう場合に、認知症の方の家族の会を中心といたしまして相談窓口を開いておりますので、その中で医療の必要性であるとか、また、医療ではなくてもどんな支援をしていけば、その方にとって自立した生活が送れるのではないかというような助言はできるというふうに考えております。また、相談の中で、こういうサービスを使ったほうがいいのではないかといいところも十分お聞きして、進めてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そうしますと平成29年4月までスケジュールが決まっているわけでありましてけれども、この2年間の中で地域包括ケアシステムの体制が整わないということになりますと、これの事業を見切り発車はしないということは約束はできますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築につきましては国のほうでも示されていますとおり、自助・互助・共助・公助の中で地域で支え合うということでございます。その中で今現在も介護と医療、または住まい、生活支援、そういう部分で取り組みをさせていただいております。まだまだ構築に向けては道半ばでございますが、取り組みを進めているところでございますので、今現在も進めているというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

見切り発車をしないように、ぜひお願いをしたいと思います。

総合事業は大変な方向転換でありますけれども、介護の社会化を唱えてスタートした介護保険であります。幾ら財源不足とはいえ、介護認定者の皆さん、あるいは要支援者の皆さんに自助や、あるいは互助を求めるようなやり方は、私は方向が間違っているのではないかというふうに思いますが、どうお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました介護保険法の第1条の中で目的がございます。非常に体の不自由であるとか認知症であるということで、サービス提供が必要な方は給付をしていただく必要があるかと思いますが、ほかの方につきましては、自立されてる方についても地域で支え合うと。その方の自立に向けて取り組むということも介護保険法の中でうたっておりますので、給付ばかりではないというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

次に移ります。

地域のケア会議、今、行われているというふうに思うんですが、しかし、これからの地域ケア会議は確かに違うような気がします。小さいところでやっていたものから、全部、多職種を集めて、その人のケアをどうするのかというふうなところまで話をされるというふうに思います。この主体はどこの機関が担うのでしょうか。地域包括支援センターが主体を担うのか、それとも市が中心になって行うのか、この点についてお聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

地域ケア会議につきましては、保険者であります糸魚川市が主体となってやりますし、実施については地域包括支援センターのほうでお願いする予定にしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

その構成なんでありますけれども、言われているように地域包括支援センターのメンバー、あるいは市の保険者、それから医師等々、もうこれは出されていると思うんですけれども、介護支援家族は、この方々はメンバーの中に入っているのでしょうか、お聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

地域会議につきましては、個別の会議が中心になっております。その方を取り巻く支援を、どのようにしてやっていくかというところが地域ケア会議の大きな目標だというふうに思っておりますので、家族の方にも出ていただくケースもあると思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

ぜひ家族も入れて構成をしてほしい。というのは実態、あるいは経験、あるいは要望、重要なことがそこで話されるとすれば、やっぱり家族の代表の方の意見というのも、これも私は大事だというふうに思いますので、そこはぜひお願いしたいと思っております。

それから次の課題であります。地域課題についてお伺いいたします。

高齢者の生活介護で明らかになりました、買い物困難者がかなりいらっしゃるということがわかって、今後、利用したいトップに移動販売車、これが30%ぐらいいたしかあったと思います。その後、事業者さんの努力もあって、現在は東は仙納、大洞、あるいは西は上路地区まで利用者さんがいるそうでありまして、利用状況、あるいは営業活動への実態調査、支援の対策、どのようにとられてきたのか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

高齢者の実態調査につきましては、平成25年9月に実施をさせていただきました。当課におきましては商業部門で昨年12月に、まごころ宅配サービス一覧表ということで、配達をいただけるお店の協力をいただいた一覧表をつくらせていただきました。それから移動販売に取り組んでいただいております。商業ベースで今現在、移動販売車2台で市内を回っております。

今年度に入りまして糸魚川の地域振興局と連携をいたしまして、移動販売をしながら野菜の庭先集荷にも取り組んでまいりました。約100日ほど取り組んでまいりました。それから移動販売のお得意様と申しますか、よくお買い物いただける方が300名近くいるということでございます。これまでも市のほうとしては特段、移動販売車の購入には国の補助金等も利用する支援制度がありましたけれども、移動販売の運営には、特に市としての支援はなかったわけでありまして、この冬を迎えまして、今回の12月定例会に、その移動販売車への支援費用を予算計上させてもらっております。その中で燃料等に充てていただけるように支援していきたいと思っております。お店のほうでは、お店で買おうと移動販売車で買おうと品物の値段は変えないで販売していただいているというふうに、お店側の企業努力も感じさせてもらってるところでございますし、私も昨年の冬、あれは小滝だったと思うんですけども、移動販売車に連って半日ほど実態を見させていただきました。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

よく実態調査をしていただいたようであります。庭先集荷など、高齢者の方の生きがいはつながっていないかもしれませんが、自分のつくったものが、そこでまた販売できるということで喜んでおられるようであります。

この移動販売車であります、市街地でも要望が出てるといふふうに聞いておりますが、この点についての支援策等々を考えていらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

できれば販売区域を広げてほしいというお声はお聞きしておりますけども、それに対応していただけるお店のほうはどのくらいあるか、まだちょっと未調整でございます。とりあえず、今、商業ベースで取り組んでいただいている移動販売事業に、市のほうが多少支援をしていきたいということで、様子を見させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

地元のスーパーの皆さん、それから業者さんですよ、ここのすみ分けもまた出てくるんだろうと思いますけれども、業者さんの生き残りは必死でありますので、ここの実態ですよ、これはぜひともこれからも調査をやっていただきたいと思っております。

それから活性化対策でありますけども、中山間地域のみまもり隊、この事業について経過、現状をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（齊藤隆一君）

みまもり隊が新たに発足して1年半を過ぎたところであります。隊の活動状況については、つぶさにといいますか、広報、あるいは市の広報紙等でお知らせしてるところでありますけども、主な活動内容とすれば、地区における会議とか行事への参加、あるいはまた集落の維持、活性化という形でそれぞれ地区へ入って、隊員の活動とすれば、若干、数の違いはあれど、100回から160回ぐらいの活動が展開されているところであります。

特に、高齢化する集落においては、サロン等の開設等も隊員の企画によって展開されてるところもありますし、また、先ほど出ておりますように、地区からのまた要望等も出ているのも事実でありまして、移動販売車等の話もやはり要望として出たものが、形として事業展開されているというようなものもあります。

中山間地域の高齢化する地区の身近な声を拾って施策展開できるもの、展開できないものもありますけれどもつなぎ役をする。あるいはまた先ほど来、出ております地域包括とのつなぎの点についても、民生委員も含めた連絡会議等ももちながら市民対応しているというのが、主な活動であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今、お聞きしましたら成果は出始めている、要は地域の中で認知がされ始めた。特に、ホームページ等々を見させていただきますと、ふれあいサロンというようなことも、福祉的なこともあそこで黒子になって一生懸命やっておられるということではありますが、現状では考えておられるステッ

プの第何段階ぐらいまで来たというふうにお考えでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

第5段階までであるとすれば、今、第1段階から第2段階にのぼる段階ではないかなというふうに、私のほうでは受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

ぜひここも力を入れてやっていただきたい。担当者の方々の力量ですね、あるいは体力、それから精神面、大変なことだろうと思いますけれども、頑張ってくださいと思います。

それから、認知症のサポーターのところに移ります。

軽度認知症というふうに疑われる方々、何人くらいいらっしゃるか判断されておりますか。地域包括支援センターからの情報、対策、報告はありましたでしょうか、お聞きをします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

本年4月1日現在でございますが、認定者数が3,151人いらっしゃいます。その中で認知症と思われる方の人数につきましては2,119人と、67.2%となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

サポーターの養成にかかるキャラバン・メイトでは、当市、状況はどのように進んでおられるのか、現状をお聞かせいただきたい。それから12回講座を設けるんでありますが、計画は順調でしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

キャラバン・メイトの養成講座につきましては、キャラバン・メイトと申しますのは、認知症サポーター養成講座を終わりました、また、認知症サポーター養成講座の講師になれるというキャラ

バン・メイトでございますが、3年に1回養成しております。

今年度、キャラバン・メイト養成講座を実施いたしまして26名の方が新たに加わり、市内には合計で112名の方が養成されております。キャラバン・メイトの受講者につきましては、各地域包括支援センターの職員、認知症カフェの職員、介護施設職員や行政職員などでございます。

今後も3年に一度の中で、養成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

認知症患者さんと家族の会、この現状をどのように把握をして、支援の後押しをどのように進めておられるか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

認知症の家族会につきましては月1回程度、家族会を開催させていただいているというふう聞いております。また、その中でいろんな困り事の相談でありますとか、また、認知症の相談についても家族会から出ていただくようなケースもございます。また今後、市のほうでも十分ではありませんが、家族会の十分な活動ができるように支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

家族の会の方々も大変困っておられるところもあろうかと思っておりますので、ぜひ支援のほうをお願いしたいと思います。

それから認知症カフェの位置づけ、4カ所と聞いておりますが、運営について事業者と連携は図られたのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

認知症カフェを実施する事業所につきましては、今年度、4カ所でございます。その事業所とあわせて、ほかの事業所もあわせて先進地視察をさせていただきました。またその後、どのような物品が必要なのかということで、今、調整しているところでございます。

また、カフェの開催に向けまして、その事業所の周辺の地域の方へサポーター養成講座を実施する予定にしております。また今年度中に、カフェの実施ができますように支援してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

位置づけとしては大変重要なところだと思いますので、ぜひこれはお願いをしておきます。

それから、アルコール対策基本法に関してでありますけども、これは次にしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（樋口英一君）

以上で古川議員の質問が終わりました。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

吉岡であります。早速、入らせていただきます。

1、権現荘・温泉センター。

4億円近い市費を投じて権現荘・温泉センター両施設をごっちゃにしてのリニューアル計画が進められております。

このことについては、平成22年2月の市の温泉センター閉鎖方針表明・同年4月の市民側からの「温泉センター存続の署名要望書」提出・平成22年4月から同23年8月へかけての市による温泉センター無償譲渡呼びかけへの市民側からの申し込み・同断念という経過があり、一方では平成24年9月定例会市議会への「柵口温泉センターの存続を求める請願」提出があり、同25年3月定例会市議会での継続審査という経過をたどっていきました。

そこで、次のことをお伺いします。

(1) 「温泉センター存続の署名要望書」について、これに事後どのように対応されてきましたか。

(2) 「温泉センター無償譲渡騒ぎ」のてんまつについては、その後どのような事後対応がなされましたか。

(3) 「柵口温泉センター存続を求める請願」の動きに対して市としてはどのように受けとめ、どう対応してこられましたか。

請願の主旨は以下のとおりです。

一昨年突然「温泉センター」を廃止するという報道があり、その後に住民説明会がありました。

新聞報道の前に住民説明会があつて、お互いに納得の上で公表するのが自然の流れであり、まさに市民の意思・市民の感情を無視したり、考慮に入れていない行政の顛れであり、本当

の住民自治と言えるものではありません。

市の方針では、「権現荘」の中に「温泉センター」を移設し、指定管理者制度により経営する方針で進んでおります。

しかし、もともと両施設は、建設の目的や性格も全く違います。多くの利用者、地域住民、広く市民の間から「温泉センター」を従来通りの形で存続して欲しいという強い声が広がっており、この間、975名の反対署名活動や、188名のアンケート調査も行われました。

「権現荘」は、対外的な誘客に重きを置いた施設、「温泉センター」は地域住民、市民の暮らし、健康維持を図るための福祉施設。これらの両施設を混在させ、かつ指定管理者制度による対応には無理があり、もし指定管理者制度に難点が生じた場合、両施設が共倒れになる事態も想定されます。

さらに、リスク・損害は、単に財政的な面にとどまらず、住民・市民の健康維持の拠点、地域活性化の拠点としての機能を一挙に失ってしまう事にもつながります。

(4) 平成26年8月20日の「リニューアル及び温泉センター機能統合について」説明会。きわめて一方的・片面的との批判があります。

どう受け止め、どう対応しようとされておりますか。

2、桂・工場用地。

「企業誘致・雇用拡大・地域活性」のかけ声に結果的にふり回された本件。議会・行政ともに自省し直さなければ、と考えております。

そこで、次のことについて改めてお伺いします。

(1) 当該案件中央部の土地への抵当権の問題。平成24年2月29日設定・同年11月2日抹消。一方、この期間中に市と業者間で「工場立地に関する基本協定書」が平成24年4月23日に、「企業団地造成工事及び工場建築工事に係る重要事項確認書」が同年8月31日、それぞれ締結されています。さらに、本件土地隣接の他の3件についての売買が平成24年8月13日から24日にかけて行われ、一方では対象用地全体に対する造成工事も進められております。

対象土地が抵当権設定中というなかでのこれら一連の動きは、行政執行上明らかに問題があるのではありませんか。考え方と対応を伺います。

(2) 「購入済み土地単価㎡当たり21,200円はあまりに高すぎる」との批判の声を聞きます。「公的第三者・専門家などによる地価算定・設定」をマニュアル化・システム化すべきと訴えています。その後どう動いていますか。

(3) 当案件に限らず、周辺さらには市全体を俯瞰しての企業誘致・用地対応、さらには農地・農振法対応についてのマニュアル化・システム化をと訴えています。その後どう動いていますか。

3、B&Gプール改修工事。

当初予算3,180万円、契約金額3,099万6,000円。それが、工事にかかってみたら実は4,800万円を超える。多くの市民の批判がありました。

しかし一方、プール使用ができなくては困るという多くの市民の願いもあります。

やむなく補正予算をとったわけですが、だからといって「これでしょうがない」だけですませ

てはなりません。

そこでお伺いします。

- (1) 予算見積もりの際の価格算定のやり方に問題はないのか。私はメスを入れるところ、改善すべきところが多々あると考えます。具体的な改善策を立て直すべきです。いかがですか。

4、旧姫川病院。

欠かさず取りあげさせてもらっております。成り立ち・経過・市の関わりの歴史・市民の関わりの深さ・市民でもある地権者が抱える悩み・さらには幹線道路上の位置・印象などなど「市立病院じゃないから」だけですまされる問題ではありません。

そこで、お伺いします。

- (1) 当施設は幹線である国道148号に面しています。新幹線開通をはじめ外へあるいは外からの目や動きも考えなければなりません。公として動くべきと考えますが、いかがですか。
- (2) 全体対応・施設対応はもちろんですが、用地、特に地権者対応に公である市は一步踏み込むべきと改めて訴えます。いかがですか。
- (3) いま、入口に「立入禁止」の立札があります。どのような経緯で立てられたのですか。
- (4) 当該施設の法的性格は、いわゆる「無主物」。

見解をお伺いします。

5、ジオパーク。

ことあるごとに「ジオパーク」「ジオパーク」のかけ声かけ。私は、地理・地質学的な見地・観点からそれぞれがそれなりに深く浅く関わっていくという対応が少なくともベターと考えております。

そこで、次のことをお伺いします。

- (1) ジオパークに関わる市費支出はいかばかりか。25年度決算・26年度予算をベースに明らかにお願いします。
- (2) ジオパーク。いま現在世界、日本それぞれ何か所になっておりますか。
- (3) 日本におけるジオパーク関連の事務所の所在や運営はどのようになっているのですか。
- (4) ジオパークの再審査とはどういうことですか。システム・仕組み・きまりはどうなっているのですか。

6、市民と市の情報。

「数だ、力だ、勢いだ」と「元気」を競い合う。しかし、人は一人ひとりそうはいきません。何も加齢や病気だけに限りません。弱さも出てくる、不都合も出てくる。むしろそれで当たり前、行政執行とて同じです。

今回、私は5項目をとりあげさせていただきました。行政執行過程での、時にはそれが「弱さ」や「不都合」であっても、それらを肝心の主権者である市民一人ひとりに対して、その内容をでき得る限り明らかにすること。それが何よりの責務だと私は考えます。

そこでお伺いします。

- (1) 特に今回の項目5を除いて項目1から4までについては、市民への情報開示がそれなりに行われていると思いますか。お考えをお聞きします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の温泉センターにつきましては、これまでいろいろな経過があり、数年かけて、その都度、住民の皆様や市議会に対し説明をする中で対応を図ってまいりました。それらの経過を踏まえ、今回の温泉センターと権現荘の機能統合については、大方ご理解をいただいたものと受けとめております。

2 番目の1 点目につきましては、土地に抵当権がついていることは、特段、問題があるとは考えておりません。

2 点目、3 点目につきましては、これまでもご質問にお答えしたとおりであり、現時点で個別案件の対応を考えております。

3 番目につきましては、9 月市議会定例会でもお答えしたとおり、設計段階での十分な調査と設計積算の精査に努めてまいります。

4 番目の1 点目と2 点目につきましては、これまでもお答えしてきたとおり、新たな対応は考えておりません。

3 点目につきましては、防犯対策の1 つとして関係地権者と協議の上、仮設防護柵及び立入禁止看板を市が貸与し、地権者により設置されたものであります。

4 点目につきましては、一般的には建物の登記名義人が所有者と見なされております。

5 番目の1 点目につきましては、平成25 年度決算では1 億5 0 5 万円、平成26 年度予算では、糸魚川駅1 階のジオパーク情報発信コーナー等を含めて2 億1, 2 9 2 万円であります。

2 点目につきましては、1 2 月1 日現在で、日本ジオパークネットワークが3 5 地域で、世界ジオパークネットワークが3 2 カ国、1 1 1 地域であります。

3 点目につきましては、日本ジオパークネットワーク事務局の事務所は、東京神田の当市の東京事務所の中にあります。事務局では会員と連絡調整や研修会、総会の開催など、日本ジオパークの推進に関する業務を行っております。

4 点目につきましては、世界ジオパークネットワークのガイドラインに基づいて、4 年ごとの審査をするものであります。

6 番目につきましては、広報紙、ホームページ、個別の説明会などを通じて、正確な行政報告をわかりやすく提供することに努めております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくご願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○1 5 番（吉岡静夫君）

時には順が逆になることもあるかもしれませんが、できるだけこの質問通告の順番でいき

いと思います。

この柵口温泉、今、市長のほうではそれなりに数年かけてやってきたから、ご理解をいただいておりますと思うというような表現でありましたけれども、例えば、この4のリニューアル及び温泉センター機能統合についての説明会というのは、果たしてこれどれだけの人間に、前回も取り上げたんですけれども、どれだけ具体的な内容をそこへ集まった人たちに提示をされたのか、ちょっとその辺をお聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

○能生事務所長（原 郁夫君）

お答えいたします。

こちらのほうは会議をもちたい、説明会をしたいということにつきまして、7ブロックの区長さんにまず情報を流して、そしてその中でそれぞれの地区の説明会のやり方を聞かせてもらいたいという中で話を進めていきました。その中では上南地域は、出向いてきちんと説明することということで、8月20日の日に日を設定して説明をさせていただきました。

当日は、まず、権現荘のリニューアルの形をきちっと説明しなきゃいけないということで、プロジェクターを用意しまして会場の方々に、これからこういうふうに直していくということを説明させていただいて、その後、温泉センターの温泉機能を権現荘に統一をしていくことこの市の考え方をきちっと説明をさせていただいたということでございます。その後、自由討議ということで、参加の方々から自由に発言をいただいて、それに答えてきたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

プロジェクターでやられたというんですけれども、例えばじゃあそのときに、その前に議会では8月、総務文教常任委員会提出資料として能生事務所で作られた、こういうものはどのように扱われたんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

○能生事務所長（原 郁夫君）

住民への説明の場合は2階の平面図で、ほぼ全部の内容の紹介ができるものですから、その部分だけを切り取って、あと附帯の部分については口頭で説明をさせてもらったということで、委員会で配付したような詳細なものは添付しておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

さっきも、一番最初の質問の中でも取り上げたけれども、請願が出たときにもそういうことを言ってるんだけど、例えば気になってるのは、よく言うんですよね、もう前からそういうことは言われてたと思うんだけど、入り口は1つでええやんかやと、そういうようなことを言った。野良着のままで行くわんと、いわゆるホテル的などこへ行くわんと違わねえかと、そういうことに対する説明が、これはプロジェクターであつたけれども、こういうものの配付はなかったんだと、そういうことですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

○能生事務所長（原 郁夫君）

入り口が2つ欲しいという話は、これは要望としてあつたものでございまして、それに対して市はどういうふうに答えているのかということで、図面の中で、そういう表示がないというのでやりとりがあつたわけですが、こちらのほうは市としては、入り口は2つは設けられないということで、一応、効率的な運用というのか、営業をしていくために、入り口は1つでお願いしたいということで、お願いをしたところであります。

ただ、過去の要望の中で、大浴場2つのほかに小さい浴場が2つ欲しいということがございまして、今、岳の場のほかにもう1つ小さいお風呂を、本館のところにスペースをとって新設をしていくということは、これは条件といいますか、1つの地域のためにそれを設定していくということは、一応、図面の中には入っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

割合、気にしていたところなんですよね。私もちょこちょこ利用させてもらっていてよくわかるんだけど、非常にそういう方々、かといって例えばこういう場所とか、あるいはそういう設定された場合で、堂々とものを言える場もない方も多いわけだ。そうすると何か知らんけど、プロジェクターでぱっとやって、それで行って見たが言うことも言えんでおらはいという、そういう不満みたいなものは結構あるんですよ、それは。それを言っておれば、さっきの市長じゃないけれど、5年も6年もいろいろやってきたんねって言われるかも知らんけれども、そういうものがある。だから8月20日のときには、せめてこういうものは出して、それが私はいいいとは言つてはいないけれども、そういうことをきちっとやるべきだったと私はそれは思うんです。それは市長なり所長なりの考え、行政というものの考え方で、そこから先は私は強くは言えないけれども、私はそうあるべきが筋ではないかなということを言わせてもらった、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

本年8月の20日の日の上南地区におけます説明会でございますけれども、説明会のところでは平面プランを皆さんにお示しする中で、どういう改修を行うのかというのをご説明し、皆さんから改修の中身について十分ご理解をいただけたと思っております。

その中においては、入り口の部分について2つ欲しいというようなご意見もございました。それについては能生事務所長がお答えしたような状況でございますけれども、ふだん着の状態に来ていただくのは何ら問題ございませんよと。皆さん、入浴を楽しんでいただくには十分ご理解くださいと。ただ、社会通念上、時には上半身裸でおいでになるとかというような、社会通念から考えるとちょっとねと思うようなものについては、やっぱり一定のルールを守っていただく中で、ご利用をいただきたいというような話をさせていただいております。

そういう中では、温泉センターをぜひ残してもらいたいというご意見は、1、2の方から強くございましたけれども、当日、20名ほどの方がご参加いただきましたが、大方の方は改修内容についてご理解をいただく中で、ぜひ権現荘は残してもらいたいと、温泉センターについては残していただくことが理想であるけれども、いろんな諸般の事情を市の説明も聞くと、やむを得ないねというような意見が多数だったというふうに認識いたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

そういう論になると、これはもう主観の違いもあるし、受けとめ方の違いもあるんで、あまり今、これ以上、私は追いませんが、例えばお示しをしたと、今、部長のお言葉ですけれども、それはプロジェクターで示したんですよね。1人ずつはそういうものを持ち帰って、参考にするというわけじゃなかったんでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

○能生事務所長（原 郁夫君）

平面図ですとかペーパーベースのもの、また、その内容も議会で配付したような、そういった細かい内容については当日は配付せず、プロジェクターの中でわかるように説明をしたというものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

最初に言ったように、私はそこを言ったんですが、何回も言うけれども普通の市民、ものを言うというのは、これは大変なんですよ。ましてこういう説明をプロジェクターで見たぐらいで、何がどうだかわからんというのもおるわけだ。そういう中で、今、金子部長も言われるけれども、ふだん着についてはこうですよ、そういうことを言われても、果たして、おまんそう言うけども、おらそうは思わんわということは、立ってはつきり言えるもんじゃないですよ、ああいう場所で。そう

いうのを言ってる。だからこれ幾ら言ったって、あんた方に言ったってあれが違うんだから、どうしようもないんだけど、そういう中で、やはり市民対応というものはやるべきだって、私はそういうふうに思ってます。

そういうことで、あえてこのプロジェクターを目の敵にするわけでもない、紙を絶対視するわけじゃない、だけどそういうことも考えて、あんた方と言っちゃ悪いけれども、市長以下、対応してもらいたい。そうしないと8月20日にやりました、何回もやりました、数年やりましたと言ったって、普通の市民の方々というのは、なかなかそこで、おまんたそう言うけども、おら、こう思うんだって、なかなかそうは言えないんですよ。その辺をあえて言わせていただきます。

前後するかもしれませんが、今、権現荘の問題については、この程度にしときます、2番目、桂の工場用地ということになってますけれども、これはでも市長、あれですよ、この私の違いというか、聞き取り方が少しあれしてれば幾らでも訂正しますけれども、抵当権がついてることは、そんなに問題じゃないような言い方を、今、市長されたけれども、これは9月のときにも、そういう言い方してるんですよ。私、ここに9月のあれを持ってきておるけれども、問題じゃないとは言わなかった、あのときは。だけど、そういうごっちゃな問題があって、大変なんだというふうに受けとめられること、ここに私、全部コピーして持ってきてますけれども、じゃあ私が言っておるのは、今回、ここでも言ってるように、しつこいようでくだいようだけれども、何ですか、この土地176平米かな、桂の丸山の、この土地が抵当権に入っているということをわかっていながら、私が冒頭、質問したけれども、こういう作業をやったということについて、私はここにも行政執行上、やはりその辺は市長以下、考えてもいいんじゃないですか。

だって平成24年2月29日設定、そして11月2日に抹消したわけだ。つまりその間は抵当権はついてる中で、こういう非常に大事なことを、つまりここにも書いてあるけれども、さっきも言ったけれども、何だこれは、工場立地に関する基本協定書、あるいは企業団地造成工事及び工場建築工事に係る重要事項確認書、さらに、これは大きく4つの土地があるわけですね、対象者は。そのうちの3つの売買をもう8月にやってるんですよ。つまり抵当権がついてる最中、なぜそういうことをやるんだ。このくらいのことを調べられなかった、ここを聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

今までの議会でもお話申し上げてまいりましたが、この工場計画がスムーズに進んでいたならば、抵当権がついていたとしても特に問題にはならなかったと思っております。

それから9月議会の定例会の中でもお話申し上げましたが、抵当権の出入りというものは、当然としてあるものだというふうには認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

私はそういう面では、あるいは素人の域を脱してないのかもしれませんが。でもこの土地に関して

抵当権というのは、やっぱりある程度、差しさわりになることは、これは素人だってわかっているんだ。今、相手企業がおかしくなった。そのためもあって、スムーズにいったりよかったんだけど、そういかなかったもんだから、こういう問題があつてるけど、土地の売買を、しかもあれだけでかい土地を。私はだから土地を売るだの買うだのと言ってる人を責めてるんじゃないですよ、全く。行政の執行上の手順として、抵当権があつてるかどうかということは調べりゃわかるでしょう。それもやってなかったのか、その辺を改めて聞きます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

今回の案件は、真ん中が工場をつくろうとしておられた社長さんの土地でございます。両サイドを市が購入したわけでありますけども、計画の段階では新しい会社が社長さんの土地を借用して、工場建設を進めるということでもございましたので、特段、抵当権があつていても。先ほども申し上げましたけども、土地に対する抵当権というものは、企業の中では出入りは非常にあると思っておりますので、そういう意味では、特段問題ないということでも進めさせてもらってきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

時には突っ込んだことをお聞きするかもしれません。けど特段問題がない、じゃああなた方は抵当権のついてるか、ついてないかも調べないで、こういうことをやったんですか。今の話をちょっと考えりゃ、こういう事態が起きなきゃ何もそんなこと、いつも出たり入ったりすると言うけど、私が聞いているのは極めて単純なんです。この期間中に、こういういろんなことをやった期間中に、何でそれも調べないで、こういう重要なことが進んでしまったのか、この1年間、約10カ月ぐらいか、進んだのか。その間に、じゃあ抵当権というもののありなしは、これは特段関係ないんだと、大したことないんだよ、それで済ませられるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

例えば土地はそうだとすると、だとしたら今度は工場も今度は抵当に入るわけですよね、建てた建物。抵当権を入れないことで全てやってたら、工場は建てられないんじゃないでしょうか。ですから土地は抵当権はだめで、全て抵当権というのはだめだということになったら、恐らく工場誘致といいましょうか、工場自体が抵当権なしでは建てられない部分があるんじゃないですか。中身だってそうです、機械だってそうです、建物だけじゃないわけでありまして。そういう状態が我々は感じるわけでもございまして、土地だけ抵当権を見て云々というのは、ちょっと。確かに今回はそういう形では、やはり工場誘致が失敗しております。それに対して本当に申しわけなく思つるとる次第

でございますが、そのときのことを捉えてとやかく言われるというのは、ちょっと抵当権だけで判断されるというのは、ちょっと的外れのような気がいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

確かに今、市長は申しわけなく思っておると、これは前回もそういうことを言われました。それはそれなりに、私は可とするものでありますけれども、しかし、そのときそのときで違うという、それまたいろいろありましょう。私はさっきも言ったけど、素人で、そういうことでは門外漢のほうだけれども、それにしても土地だけじゃない、いろんなものがある、いろんな要素があると、それもわかりますよ。しかし、最低でも土地を売買して、それを貸した、借りない、そういうもとにしようというときに、抵当権がついてるか、ついてないかというのは、それはついたりつかんだりこれをやってるけれども、その間にこのくらいのことは、私は調べてもというか、私は調べるべきだと思うんだ。また市長も、そこの辺はアドバイスしてもいいと思う、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

この件については、我々といたしましては非常に反省をいたしておる次第でございます。

ただ、今までの中で、そういった全ての抵当権は調べてこなかったというところがあるわけでありまして。そういったことで100%そういうことをしてこなかった部分に対して、ご指摘いただいとるんだらうと思っておりますが、しかし、抵当権に関しての考え方というのは、私はこれからも変えないつもりでございますが、調べるということは、確かにしていかななくてはいけないと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（齊藤 孝君）

抵当権の設定の確認は、新たな会社が事業計画を進めていく中で、県の融資制度等も利用するような、そういう諸手続の中におきまして抵当権の設定があるということは、企業側からの資料を見て確認をさせてもらっておるところでありますけれども、いずれにいたしましてもさっきからありますように、会社の社長さんの個人の土地を利用して工場建設をするということでありまして、工場建設後、会社が個人から土地を賃貸借して進めるということでありましたので、そのように事業計画を進めてまいってきたわけでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、お二方、市長の発言は抵当権そのものに対する考え方、それは私は市長に、こうしろ、ああしろというあれじゃないんですよ。ただ今回の案件に限ってはというそのくだりについては、私は市長はそのとおりに認められたんだから、私はそれでわかります。わかりますと言うよりも、そういう気持ちでやっていくべきだと私は思ってるんだから、それはそれでいいんですよ。

今の斉藤課長の答弁、それじゃ聞くけど、この抵当権は、じゃあそのとき調べてあるんですか。ついてるか、ついてないか調べたんですか、いつ調べたんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

農地転用の申請ですとか、あるいは会社が新潟県の融資制度を受けるとか、そういう事業計画の中での書類で確認をさせてもらっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

いや、そういう回りくどい言い方じゃなくて、おれが調べたこのことで、こういう端的なわかり方をしたのはいつだって聞いてるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

登記簿を見て確認させていただいたのは、多分、会社との協定の締結の時点だったと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

それで間違いないんですか。会社との協定の時点というといつですか、それは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

平成24年4月23日に工場立地に関する基本協定の締結の、この時点だったと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

私は業者とか、土地の売買をした相手をとやかく言ってるんじゃないんですよ。ただこの4月23日に、そういうことをもしやったら、その後の今度、議会への報告もあるわけだ、その後って、この時点で、そういうことがちょっと私の記憶でははっきりしないけども、ありましたか。例えば平成24年4月23日、それからその後、8月31日もありますけれども、少なくともその時点でそういうこと。私はそういうものは、確かに抵当権がついとろうが、ついとろまいが、どうっていうことはないという、雑な言い方をしたらそういうことになるという見方も、考え方もある、それを頭から私は否定しない。ただどわかったことを何で後になって、この抵当権って出てきたんだろう。6月のあれはたしか21日に建設産業常任委員会のときに、そういう話もあった。そこまで本当は私はいきたくないんですよ。ただ、その抵当権がついてるということを知った上でやったということによろしいんですね、それじゃ、これは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほど市長も申しましたけども、土地につきましてもは抵当権がついてるのも、世間的には多いわけじゃないですけども、それなりにあるということであり、一般的にはあるということであり、したがって、抵当権が土地についてるからといって、特段、問題ではないということでもあります。

市のほうも今、公共事業等で土地を買いますけども、抵当権のついている土地もあります。それにつきましても、買収等の際は抵当権を外してもらって登記をするということは一般的であります。したがって、抵当権のついている土地というのは、世間的には大いにあるというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

いや、それはわかりますよ、そこは。ただ少なくとも議会の中では、そういうものが出てきたのは後段のほうですよ。それから、ここでも織田副市長も言ってるけれども、あの6月のときのいろいろな資料、あるいは委員会でのことを言ってるけれども、私は普通、売買をするときには、今、抵当権は何ですか、何か言いましたね、抵当権というのは何とか買いという、今、言葉が使われたと思うけども、それは何と言いましたかね、ごめんなさい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

抵当権という話でいろいろ皆様方にご説明させていただいたのは、要するに会社が断念をしてからの話なんであるわけでありまして。それまで抵当権という話は、一切出してなかったと思うんです。それは先ほどの課長の答弁にもありますように社長個人の土地であり、社長のその土地にそういう抵当権がついてる。これは第三者であつたらそういうものが出てくるわけでありまして、そうでない部分でございますので、自分の土地を使つての工場ということでありまして。ですから断念というか失敗しなかつたら、抵当権というのは何ら皆様方にこういう報告することもなかつたし、また、そういったことが問題にならなかつた部分であります。断念し、そういう形になったものですから、それを違ふのに今度転用するとき、今の抵当権が問題になって、それを何とか解除したいという話をさせていただいたわけでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今の市長の答弁でいくと、さっきの課長の答弁の中と同じで、そういう会社、企業がそういうふうになったもので、この問題が出てきたということになると、私の言ってるのはその前の段階ですから、平成22年のこういう話が、全く会社は帝国データバンクか東京商工リサーチか、こういうふうにきちっといいと言ってる時ですから、そういうときにこういうことを調べてないというのは、私はやはり。それは抵当権というのは、副市長も市長もそうやって言われるけれども、やっぱりそのくらいは私は素人でありながらやるべきであつた。これ以上、深入りしません。

というのは、その問題は終わって、今度、後どうするかと。私のこの質問で言えば、3のほうにいくわけですから、そちらのほうを私の意見を言わせてもらうけれども、抵当権の問題については、私自身は納得ができない、今のような。抵当権そのものはこうなんだという、市長のさっきの理屈はそれでわかる、そこまではわかるんですよ。だけどこの問題に関連して、だから会社がそうなつたからどうのこうのというのは、私はやはりおかしいと言わせてもらいます。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

先ほどの答弁で、ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど抵当権のついている土地は、一般的には大いにあるというような言い方をしましたけれども、大いにはなくて、往々にあるということでありまして、どちらが多いか少ないかという、当然、少ない、抵当権の設定しない土地のほうが多いというふうに感じますけれども、抵当権がついてる土地も往々にしてあるということでありまして。したがって、特に抵当権がついてるからといって、その土地は問題があるとは考えておりません。

それからもう1つは、抵当権がついてるということを、やはり必要性があつて議会の皆様方に説明するのもあるんですけども、ただ、一般的に必要ななければ、これは個人のプライバシーといひますか、その辺の問題にも関係しますので、一般的には必要ななければ言わないというのが実態であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、個人のプライバシーという言葉が出てきたけれども、これは個人のプライバシーも何も行政としてやるべき問題、私に言わせればやるべきだと思ってます。そういうことを個人のプライバシー、これ今、土地が抵当権がかかっている、かかってないかという問題、これは会社の業績がああなったからと言うけども、それとごっちゃにしちゃいかんと思う、私は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

抵当権の設定につきましては、個人のプライバシーということではないですけども、当然、登記をされてますから見ようということならばわかるわけでありですけども、必要もないのに市のほうで周知をすることはないではないかということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

必要がないのについて、必要があるから私は言ってるんです。その辺は、だから考え方の違いもあるから、これ以上こうやるべきで、法的にこうだと、そこまで私、強いことは言えない。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに倒産したり撤退したときには、今言ったように抵当権というのは、やっぱり皆さんには報告しなくちゃいけない部分だろうと思っておりますが、倒産や断念しない前に、個人の土地の所有物に対して抵当権があるなしというのは、やっぱりプライバシーに大きく影響すると思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

このくらいで、いつもそうなんだけど時間がなくなるから、今の市長の答弁も、そういう考え方はそれでいいとして、私が言ってるのは、そういうことを調べるだけの力、やり方は幾らでもできるんだから、それでそれを、おい、吉岡のやつは抵当権ついてる、土地売買するときに、そんなことは言う必要はないんで、だったらどうしようかとやりゃいいんですよ。そこの部分を私は突いて

るだけなんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

抵当権が設定してるのがいつわかったかというのは、先ほど商工農林水産課長が答弁したとおりであります。そういう状況下の中で、そのときには皆さん方に明らかにしなかったのは、市長が答弁したとおりでございます。調べた結果、結果的に工場が建設を断念したということで、当初の目的どおりの用途の使い方ができなくなったという段階で、抵当権の設定の状況を建設産業常任委員会等にご説明したと。それを吉岡議員は、後ではないかというようなことをおっしゃっておられますけれども、当初の計画どおりの時点では、抵当権が設定しようがいが、工場の社長さんが自社のために使うということで、特段問題はないということをおし上げておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

どういふふうに評価をされるか知らんけど、私はよろしくご理解はできません、この問題は。もう少しやり方があるはずだ、そのことを言わせてもらいます。

そして2番目の、これも行ったり来たりする問題ですよ。つまり土地の単価が高い、いや、安い、いや、今の答弁の中にもあったけれども、この間もあったけれども、これ幾ら言ったって、私は私として、こういうものをもう少し第三者機関というか、専門家などというか、そういうもので地価の算定というのをやってもいいんじゃないですか、そういう動きをつくってもいいんじゃないですかと提言してるんですよ。

それからもう1つ、3番目は、やはりこういう問題というのは、これからも起きるわけです。決して企業が来る、あるいは雇用がふえる、地域があるいは潤うというか、そういうことを私は否定も何もしてないんだから、そういうためにはこの2も3も含めて、やはり考え直すというか、構築し直すくらいの気持ちがあってもいいんじゃないんですかって、市長、皆さんに言っとるんです、私は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々はやはり公共事業であつたり、また、いろいろ公の機関での購入例というものを、近隣のどこにあれば、そういうものを利用して評価するわけでありまして。1キロも2キロも離れた遠くのものではございません。近隣の価格というものを、やはり用地買収のときには使わせてもらって

ます。もし、それはおかしいとか、いいとかと言われても、やはり土地というものは契約をさせていただかなくちゃいけないわけでありまして。当然、近隣の価格というのは地主さんご承知であるわけでありまして、そこがこういう価格だというのに、全然違った数字を出して土地を買わせていただきたいという話は、私はこれはできない部分だろうと思っておりますし、また、限られた、決められた時間にやらなくてはいけないということになると、やはり最近の公共的な事業で使われた価格というのは、やはりしっかりとした標準の価格に近いものと捉えてお願いしとるわけでありまして、また、逆に法外な値段で言われていても、やはり我々といたしましては、近隣の価格というものを1つの目安に交渉させていただいているのが現状であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

そうするとあれですか、この用地についての高い安いということはもう私らは、つまりあなた方、市長以下、行政側は、こういうふうにやって、これはこれで何て言ったらいいんだろう、言われる筋合いのもんじゃないという言い方がいいのか、これはこれでいいんですよと。その後、何をやるかということについては、そこまで今、答弁なかったけれども、これでいくんだと、こういうことですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

用地を買収するための1つの考え方でありまして。やはり遠く離れてそういうのが近隣になかったり、また、年次的にも開きがあるものについては、機関を通じて評価をすることもあろうかと思いますが、近隣にあって、そして同じような時期であったりというものになれば、そういうものを使っていくことが、やはり一番費用がかからないわけでございますので、そんな形を捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

残念ながら、了解しましたとは言えませんが、そういう市長の今の答弁でありました。

3番目のB&G、プールの問題ですけれども、これも糸魚川小学校の基礎杭の問題、あるいは公民館の土質の問題、いろいろあります。こういう予算の見積もりの際の設計価格と言えればいいんか、算定するとき、あのとき私に言わせりや残念ながら、いわゆる参考までに業者も入ってそこへ行ったと言うけれども、そういうやり方じゃなくて例えば設計業者、純粋な全く切り離れた設計業者に頼むとか、そういうことはできないんですか、できなかったのか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹之内生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 竹之内 豊君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（竹之内 豊君）

このたびのB & Gプールの事業計画時の調査の方法について、予測が不十分で設計に甘さがあったということについては、9月の議会でおわびを申し上げたとおりであります。

その理由につきましては、事業費の予算の調査の部分の経費を節減したいと、最少の経費で同等の効果を上げたいということで、本工事の中で調査を行って実数に合わせるという方法を選択したために、当初の見込みと大幅な相違が出たということが原因でありまして、結果がそれほど大きな開きがなければ、経費の節減という面で大変ほめられるやり方ではあるんですけども、結果として、最初の予測が甘過ぎた、開きが大き過ぎたということでご指摘を受ければそのとおりでありますので、そこら辺は予見のできる職員の能力の育成というものに、今後とも努めていかなければいけないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

能力の育成もさることながら、私は根幹的、根本的に、そういうものでいわゆる第三者的な設計と、参考までに好意に甘えたという答弁もたしか理事者か、あんた方のほうからされた覚えが9月、だけどそれじゃなくて、あるいは値段を少しでも節約するという、それも聞いた。しかし、私はそういう問題じゃなくて、根本的に第三者である設計屋さんというか設計機関というか、そういうものできちっとやってやるべきだ。これは金が余ったから、ほら見ろ、よかったという問題じゃないんです。そのことを私は言っとる、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

原則的に、市の建築物の大きなものについては、まずは設計業者に委託をして、それを受け取って、それをまた実施設計にという形が、大部分はそういう形になっております。たまたま今回のB & Gについては、そういうことではなかったということではありますが、今、議員おっしゃったものについては、ある程度の規模、それからその年の件数にもよりますが、いちいちうちの建築技師が、そもそも一から設計するというような、そういう状況ではございませんので、原則的には、業務委託設計で実施をしてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

そうするとこのB & Gは、今、金子課長、委託設計と言われたけども、じゃああのときのやり方は何なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹之内生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 竹之内 豊君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（竹之内 豊君）

都市整備課長が申しあげました設計を委託するというやり方は、主には新築だとか改築、建て直しのときには、そういったような調査費をつけて、事前に設計の委託をするという事例でございます。

今回のような改修等の場合には、職員の直営でやるケースも多いということで、今回のB&Gについては、市の職員の直営による設計でございました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

これ以上やめますけど、直営でやる、だったら業者の助力というか援助は、ちょっとやっぱりおかしかったんじゃないですか、あれは、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹之内生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 竹之内 豊君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（竹之内 豊君）

業者からその現地に、当日、職員が調査するときに同行を願って、当時の建設、あるいは構造に熟知してる人から助言をいただいたという形で出てきていただいたわけでありまして、それをもとにして設計をしたというのではなくてアドバイスをいただいたということで、目視の調査の中に同行願ったということでもあります。これは強制力のあることではございませんで、お願いして一緒に見てもらったという状況でありました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

助力、援助、言葉は何であれ、私は施工業者がたまたまそういうふうになってしまった、それは援助、それはそれでいいですよ。それはそれでいいけど、援助をもらうという気持ちはいいけれども、こういうものにするやり方は、私はそぐわないじゃなくてやるべきじゃない、そう思ってます。その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに一面から見ると、そういう部分もございます。しかし、その建物に熟知した人のアドバイスを、私は受けることもあっていいんじゃないかなと思っております。その都度、詳細な調査機

+

関に出してやるというのも、これは1つの考え方でございますし、その辺が結果に関しては、大きく違っていたということについては、本当におおびを申し上げますが、そういう部分も数多い中においてはあるわけでありまして、なるべく調査費を使ってやっていきたいと思いますが、そういう形になって本当に申しわけなく思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

申しわけないと言われたって、私はもうこういうやり方は。断っておきますけれども、この業者、関係した人、そういう方々を私は決して責めているわけじゃありません。こういうやり方を考え直せよということ言ってるんです、それだけです。だから市長の今言うことも私は納得ができないし、課長の言うことも納得できません。ただ、何回も言うけど、そういう人たちを責めてるわけじゃない。

残念ながらジオパークについては時間がないということで、私の時間配分がまずかったということで、また取り上げさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（樋口英一君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

+

+

日程第3．議案第159号

○議長（樋口英一君）

日程第3、議案第159号、訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第159号は、訴えの提起についてでありまして、市内在住者が市営住宅を不法に占拠し、家賃の滞納があらわれ、再三の催告も応じないため訴えにより解決を図りたいため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

提案理由の説明に対する確認であります、ただいま議案第159号、訴えの提起についての提案理由の説明の中に、不法に市営住宅を占拠しておりという、この一文なんです、これは具体的にはどういうことなんでしょうか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

一般的に公営住宅は住宅に困っている人が入られるという形で、この方は入っておられましたが、あるときに再婚なされまして、もう住宅がある方と一緒になされましたので、住宅に困っていない状況にもかかわらず、うちのほうも住宅に困ってないのであれば、契約を打ち切って出ていただきたいということに対して、これまでずっと言い続けておりましたが、いまだにまだ明け渡してもらえないということの中で、こういう訴えを起こしたところでございます。

基本的には、もうここに住んでないということの中で、こういう訴えを起こしたもので、別に住むところがあるということで起こしたところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これは行政が市民を訴えるという形は、やっぱり好ましくないですね。ただ、その中において、もう住んでいる実績もない。要するに借りっ放しにしておいて、自分はほかに住んでいるということで、これはまあ。

逆に、もう1点だけ聞かせていただきたいんですが、これはやっぱり訴訟を起こさない限り、解決できないという案件なんですか。もうそれ以外に手がないということなんでしょうか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

この件につきましては、県の担当、それから弁護士にも相談した中で、これは訴えるのが一番早いということでアドバイスを受けた中での今回の形でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

+

わかりました。

最終的には損害賠償請求ということなのですが、これは家賃のほかに、さらに何か大きな被害をこうむったというようなこともある損害賠償請求になるのか。これはやっぱりやむを得ない事情であるということ、我々も理解したいというふうには思うんですが、やはり裁判を起こすということは重要なことでもありますので、そこら辺は間違いないのか。

それから賠償請求については滞納した家賃のみなのか、その不法に占拠された市営住宅が何か破損してるとか、又貸しをしたとか、何かほかにも理由があるのか、お聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

賠償額については家賃の滞納額、及びにこれは立ち退きといいますか、もう8月の末で再三、立ち退きのお願いなり、それから文面で書類を送った中で、そこから先の要するにもう明け渡しがない場合は、不法に占拠した場合は、これはまた家賃の2倍の損害額が発生しますので、そのことも含めた滞納額と損害額、この両方を合わせた額になります。訴訟費用の一部も若干でありますが入っております。

○20番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（樋口英一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

〈午後2時46分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+